

琉球王国一五世紀中期以降の畿内制的な特徴 と王城儀礼：官人組織と王城儀礼の変遷

真喜志, 瑤子

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究 / 沖縄文化研究

(巻 / Volume)

38

(開始ページ / Start Page)

155

(終了ページ / End Page)

245

(発行年 / Year)

2012-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007973>

琉球王国一五世紀中期以降の畿内制的な特徴と王城儀礼

—官人組織と王城儀礼の変遷—

真喜志 瑤子

はじめに

古代中国に淵源のある「畿内制」は、天子を中心とする礼秩序（身分の尊卑を明らかにすること）に基づく国土区分の一種であり、畿内は王権の支配力が直接及ぶサカヒノウチ、その直領地として最も重要視され、畿外とは異なる、力役負担の重い軍事的拠点、礼の秩序を体现する地、畿内の監察その他の特徴をもつ区域であったという。畿内制は又、中央集権的な郡県制の基本的要素となり、礼制の秩序はその下で、爵による官僚・人民の身分秩序化を確認する儀礼行為によって維持され、またそれは畿内を単位として行われるものだったといわれる。朝鮮や古代日本も、各々のかたちでそれを敷き、日本では推古天皇代の受容が推定されるという。礼の知識は、中国との外交交渉に際して自国の

国際的地位を確立するために必要とされるものであり、また、国内的な君臣秩序を構築するためにも中国的な礼制を継受することが各国の大きな課題であったといわれている。¹⁾

琉球王国にも「畿内制」の痕跡がみられるのであれば、古琉球の王国政治の基礎や枠組にかかわるものであり検討に値する問題であろう。尚真期の碑文「円覚禪寺記」「国王頌徳碑」「万歳嶺記」や「百浦添欄干之銘」ほかは、当時畿内制が敷かれていたこととそれ以前の始行を示唆していると思われる。この時代以降、畿内三間切がひとまとまりの区域として実際に機能していたことについては東恩納寛惇氏による先駆的な考察がある。尚真期の碑文は、同氏の指摘された、区域としての畿内のみでなく、「畿内制」のもつその他の特徴を記述しており、それらは概ね史実を反映したものでないかと筆者は推定してきた。「万歳嶺記」(一四九七年)に「秦の時代に始まった爵を再びもたらす」とあり、この時代を畿内制の一つの画期と捉えるような文言がある。従来の通史や論考には、筆者の知る限りでは、琉球王国の畿内制や上記碑文にみえる畿内制的特徴にも言及はない。²⁾

小稿では、はじめに『朝鮮王朝実録』琉球史料(以下『王朝実録』琉球史料と略記)をふくめて、この事柄について再度検討をこころみたい。「万歳嶺記」の記述との関連で、それ以前、まず『王朝実録』琉球史料³⁾に記録された、琉球王国の一五世紀半ば頃の畿内制的特徴をもつ王城の状況(小稿ではこれを仮に前期とよぶ)とその実態に着目して、その約二〇年後以降の、この制度を継受し進展させたと思われる尚真王代以降の王国の状況(後期とよぶ)の事象と比較しながら、その共通点と相違点、

またその変化の具体的な有り様を見てゆく。それと比較するために、日本古代の原初的な官人といわれる舍人や侍女の歴史の概略を辿る。

琉球王国の前期から後期への変化が最もあきらかであり、小稿で注目するのは、後期の官人制度の発達と王城で行われる農耕儀礼の規模の拡大、そこに官人の参加がよりはつきりと示されていること、そしてこれらの儀礼を主宰する大アムシラレとその背後にいる里主やその一族の存在とその働きである。前期儀礼への大アムシラレたちの参加は記録されていないことからみて、彼らの存在とその成長が、その変化の大きな要因であつたらうとかがえる。

従来古琉球の里主については、主に辞令書で里主所（職田）を与えられた者、という観点から論じられてきた。しかし上記の目的のためには、それ以前の、辞令書の残存しない一五世紀頃の里主、それと一組になって記録されることの多い大アム・アムシラレについても考察する必要がある。具体的には、呉姓家譜の記す、里主・大アムの元祖という泊里主とその妻泊大アム一族の子孫や、以後同家と結びついていく毛姓の活躍を辿ること、夏姓家譜の記す、尚泰久時代の鬼大城を初期の官人という視点から見直すこと、もうひとつは「総地頭」と記される者に注目することである。

王城の祭祀儀礼に関する一般的な理解は現在も、巫女を中心において論じた、伊波普猷氏以来の聖俗二元論であり、古琉球の琉球王国の祭祀儀礼（霊界）は、国王のオナリ神としての聞得大君（正しくは聞徳大君按司。国王の姉妹や王族女性君々）―三平等大アムシラレ―各地の大アム―ノロ・ツカサと

いうピラミッド型神女組織（以下ピラミッド型組織と略称）により行われ、政治（現実世界）は国王中心、というものである。従来、オモロや王城儀礼の基本史料の解釈も、この儀礼観のつよい影響のもとに行われてきた。⁴ そのためか従来の古琉球の王城祭祀の考察は、基本史料の内容に深く立ちいったものにはなっていないように思われる。筆者のみるところでは、従来説は一五世紀半ば以降の王城儀礼のもつ一面、官人の参加に注目していない。小稿を通じて、従来通説的になつてゐる理解は王国儀礼のもつその一面を示すものではあるが、それがすべてではないこと、そこに参集するヒキの官人の職能と実態をみる必要があること、それが畿内制と関連し、とくにオモロという歌謡ともむすびついでいることを示したい。

畿内制として捉えられたものではないが、上記の東恩納寛惇氏による区域としての畿内についての考察に関連する論考⁵はあり、『王朝実録』琉球史料の記す当時の身分制とその表示、国家的な儀礼の萌芽についてもすでに指摘がある。又、近年、泊里主や当時の泊周辺・奄美大島の状況、とくに喜界島討伐はいかに行われたかについても考察が進んでいる。⁶ これらの研究成果に学びながら、小稿は王国の内部に視点をおいて考察をこころみる。

一 一五世紀半ば頃の琉球王国王城周辺の畿内制的特徴とその継受

―『王朝実録』琉球史料及び尚真期の碑文その他の文献史料から―

(二) 前期の畿内制的な特徴について

『海東諸国紀』と『朝鮮王朝実録』は、一五世紀半ば頃の、琉球王国についての記録を残す外部の同時代史料としてよく知られている。前者は一四七一年に申叔舟が王命により、日本と琉球の歴史や国情、朝鮮とこの両国との通航の沿革や応接の規定について記したものであり、十五・六世紀の琉球国内事情についても記録している。とくに同書所収の琉球王国の地図は、この時代の王城周辺の状況を分かりやすく伝えている。後者も、国際社会における琉球の動静を、年代を追って明確に記述し、琉球と朝鮮との間でもっとも頻繁な通交往来のあった十四・五世紀についても記録を残す。これらの朝鮮史料はきわめて高く評価されている。特にその朝鮮漂流民の見聞記録は、琉球国王の居住した王城内部の具体的特徴をかたる唯一の信憑性のたかい貴重な同時代史料として認められている。ここで主に取り上げるのは、次のa～eであるが、ほかに一五四六年の朴孫の見聞などが収録されている。

(a) 一四五三年、万年(卜麻寧)・丁録(田皆)

(b) 一四六二年、梁成

(c) 一四六二年、肖得誠

(d) 一四六二年、普須古・蔡環

(e) 一四七九年、金非衣(金非乙介)・姜茂ほか

万年らは、一四五〇年一二月に臥蛇島に漂着し、その後一四五二年末頃まで 王城で暮し王の側近くに仕えた者。梁成はどのような場所にいてどのような仕事に就いたか定かではないが、滞在は四年に及び、王庭の内部事情を詳述し、正殿内部の各層の具体的な使われ方まで記述しているところからみて、自由な行動が保証されていた者と推定されている。肖得誠らの王城滞在は約二カ月と短かったが、城正殿の南の行廊に留め置かれた、と自ら記しており、王城内部の詳細な報告をしている。普須古と蔡環は、琉球国使として李朝に渡ったものであり、使者が琉球国人の遣使としては三〇年振りのものであった。(d) 史料は、李朝の宣慰史が、『文献通考』琉球国記の記事に沿って行った応答の記録。これらにはたびたび引用される史料はあるが、a～cについて個々の記録に立ち入った考察にまでは進んでいないように思われる。そのなかで、はつきりと記述していないが、東恩納寛惇氏の、『王朝実録』の「廊廡」(正殿に付設した細長い建物)を軍士の詰め所とみる記述(後述)は、当時の「番の出仕」(つまりヒキ的な者たちによる勤務体制)を推定したものであり、また、豊見山和行氏もこれらの史料にみえる朝官を「ヒキの前身」として捉え、当時の儀礼についても考察されている。小稿は両氏の、朝官や軍士をヒキの前身とみる解釈に従って個々の記録に少々立ち入ってゆく。

漂流民梁成は、「王城は凡そ三重にして、外城に倉庫及び厩有り。中城は侍衛の軍二百余、之に居る。内城に二三の層閣有り。…其の王、吉日を択んで往来して之に居す」。(層閣の) 上層に 珍宝を蔵し、下層に酒食を置く」と語っている。梁成は又、すでにこの頃島内に、郡県の制度があり、「里毎の長」の存在もあつたと述べている。石上英一氏は、一四五三年の『王朝実録』琉球史料の記述と辞令書により、一四五〇年頃すでに大島笠利には当地を統治する琉球の官人がいたことを推定された。¹¹⁾ 上記『海東諸国紀』地図によれば、王城は、「琉球国都」(内城)・中城・外城の三部分からなつていた。¹²⁾ 安里進氏は、首里城は、勝連城や座喜味城、北谷・今帰仁城など大型城と共通する特徴を持ち、大型城のなかでも最大のものであつたと推定されている。¹³⁾ まず、『王朝実録』琉球史料にみられる畿内制的要素、特に儀礼の実態に注目し、また後述の泊里主と関わるものなので、泊周辺の記述も抜き出しておく。

(1) 王と臣下の周辺―身分の尊卑

(1) は、主に、朝会での王と朝官(臣下)との関係において記録されることが多いので、(2)と合わせてみていくことが必要になる。国王は(王宮にカ)入るとすぐに倭笠を着けるが、服飾に朝官との区別はない。休息するときに、紅白あるいは黒の絹を用いて頭を裹む(c)のは国王のみであり身分的な区別があつたとみられている。王は日撰をして、城の中層におり、侍女百人余がそれに仕え

るといふが侍女の衣服の記載はない。男子の常服や朝官の衣服には尊卑の差があり、袖口の色糸の刺繍や、袖口の幅等で表す (a)。衣の黒・白・赤の色の別も身分制との関係が推定されている。「紅白あるいは黒の絹を用いて頭を裹む」とは、帕(鉢巻)のことであり、これは後に冠の制度に変化する。¹⁴⁾

(2) 朝官と朝会—官人組織の問題

琉球国王は、一月か二月に一・二度、群臣に謁見する。その際、王は三層の殿上に居り、「冠帯を着けた群臣は庭下で拝す (a)¹⁵⁾。朝官の衣服は中国人と同様で、色糸刺繍で尊卑を区別する (a)。朝会には、遠方から邑の長も参加し、吉日を択び、王庭で供進する (b)。梁成は久米島に一カ月滞在し、同島の「貢船」で本島に渡ったと記しているので、この頃、久米島と王城は入貢関係にあったと推測される。「遠方から参加し、王庭で供進」した者の中には、久米島人も含まれていたであろう。¹⁶⁾ 供進(天子に食事を捧げること)は、米(あるいはその穂)などの穀物献上、あるいは神酒として献上する儀礼であったと思われる。「群臣は庭に在りて飲食す」とあり、層閣にいる王とは別に、庭で飲食したのであろう。その際音楽や献爵はなかった (b)。

百人余の朝官は、奴婢・土田・家舍及び軍器等を官給されて、五日毎に交代する (b)。その中の四・五人は長番して出でず、とあるから、王城に常住する者がいたのであろう。朝官は軍器等も官給されたというのであるから、後のヒキの官員がそうであったように、彼らは時により、儀仗兵あるい

は軍士になったのであろう。廊廡には多くの部屋があり、そこに軍士が留宿す、とも記されるが(c)、これは後の史料にいう、正殿の下庫理の南風の廊下・西の廊下に当たるものであろうか。¹⁷⁾「五日毎に一たび朝会す」(c)「朝官の禄俸は、五日毎に一たび頒つ」(c)、「(朝官)事を治めること五日、相通る」(b)ともあるから、朝官の交代時に朝会が行われ禄俸が渡されたのであろう。又、「朝官入庭するや、合掌して三拝す。其の日、人民、酒桶を持ち来たりて宮に納め、又、生苧を納む」(c)、とあるのは、初穂あるいは収穫した穀物からつくる酒、あるいは生苧を宮に納めることなど、上納儀礼としての朝会の記述と思われる。苧は、外城にある苧庫に蓄えられたのであろう。¹⁸⁾国王の謁見は一・二ヶ月に一度、あるいは一ヶ月に二度というのであるから、五日毎の、朝官との朝会には出席しなかったのであろう。

(3) 護衛・軍士・唱歌

「凡そ王挙動するに、女官剣を杖して侍衛す」(d)とあるのは、その命の伝達者として、常に王の側に居た侍女たちは、時に、剣を持って王を護衛する役割を果たしたことを示すものであろう。城門の番は、後にヒキの重要な役目となったが、『女官御双紙』(一八世紀成立)は、禁中の女官が、ある城門の番を行う事を記録しており、この職事が慣習として一部は以後も長く残ったことを示すものと思われる、普須古と蔡璟の報告は当時の王宮の実態の一端を正しく報告したものと考えられる(後述)

(拙稿vi)。軍士のもとの数は不明とあるが、百人を単位とし、日をかえて交代で当直するという。「旧宮」へ、王は、或いは轎に乗り、或いは馬に乗り、兵三百人を従えて行く。その「侍衛の軍士」は「唱歌」す(c)、ともある。侍衛の軍士のうたう農歌のような「曲節」とは、『琉球国由来記』などにいう神歌(オモロ)に類するものであったと推測され、『おもしろさうし』所収の行幸の際の轎夫をうたう神歌に繋がっていくものではなからうか(後述)⁽¹⁹⁾。その他、罪囚鞫問の時軍士は甲をつけて侍衛す(c)とある。

(4) 王府儀礼の諸相―葬礼・賓礼・貢納儀礼

梁成は「其の国祭享無し」と報告しているが、かれらの記録からみて、小規模ではあっても儀礼的なことは行われていたとかんがえられる。豊見山和行氏はこの時代に、一種の服属儀礼や神の怒りを鎮める祈祷(神堂の祀神礼)が行われていたと推定される。これについては後期との比較の項で述べることとし、ここでは主に葬礼を取り上げ、その他の具体的な儀礼についての記述もまとめておきたい。

梁成の報告に「国王の葬礼は、巖を鑿^{うが}ちて、壙(墓穴)となし…遂に棺^{ただち}をほうむる。板門を作り鑰鎖(鍵と錠前)を以て之に使う。…墓を環りて石城を築く。城に一門有り。凡そ人の葬礼は、壙を鑿ちて、棺をおさむるは同じ。只、構屋・築城の事なし」(b)とあって、国王とそれ以外の者との葬

礼の違いを述べている。⁽²⁰⁾一六世紀前半の冊封使陳侃は、「王及び陪臣の家の若きは、則ち骸匣を以て山穴中に蔵し、乃ほ木板を以て小牖戸を為り、歳時の祭掃には則ち啓鑰して之を視る。蓋し木朽ちて骨暴露するを恐るるなり」、⁽²¹⁾と記しており、『王朝実録』琉球史料と、内容に共通点がある。一般には風葬的な埋葬が行われ、上層の人々、特に国王については、すでにそれとは異なる葬制が確立していたとみてよいであろう。

また『由来記』（巻一）は、先王・先妃、回忌の年に当たる孟秋（七月）には、寺に茶屋をたてて「弔祭の礼」を行う、と記している。「七月十五日、仏寺に上る。亡親の姓名を記し、案上に置き、米を床に奠え、竹葉を以て地に灌水す。僧は則ち読経し、俗は則ち礼拝す」（b）という記録は、この頃からすでに、おそらくは上層の人々のための、盆行事などの仏事も寺で行われ始めていたことを示すものであろう。『由来記』によれば、十五世紀半ば頃来琉の南禅寺の芥隱は、広巖寺など八寺を建立しており（巻十）、同寺の十王堂は十王経の説くという、冥界で死者の罪業を裁く十人の王（秦広王・閻魔王など）を祀る場であると思われる。十王堂は、年忌儀礼としての「十仏事」の成立に依じて立てられるものといわれ、⁽²²⁾広巖寺の十王堂も、上記の目的を持っていたことは、『由来記』にみる十王の具体的な説明から推定されるから、年忌的な仏事も行われていた可能性もあるとかがえる。詔勅や書契を迎える儀礼は賓礼であり、冊封儀礼であったとみられる。⁽²³⁾この儀礼は、簡素な朝会とは対照的に華やかな行列を伴い、甲冑を身に付けた軍士が、詔勅や書契を旗や蓋をもって迎えて輿轎に

のせ、傍らで太鼓や笛を吹いて従い、王宮に入って行くというものであったという。濃い赤色の衣装や冠を着けて層閣にいる王は、詔勅や書契開読の際にも降りて来ることはなく、女官が命を伝えるだけであるという。その際、皆が膜拜（両手をあげ地に伏して拜する中国風の拝礼）を行うという（b）。賓客を迎える賓礼としての冊封儀礼の詳細な記録は尚清以降のことであり、すでに多くの考察が行われている。²⁴⁾

貢納儀礼は、朝会の項で述べたように、日撰をし、遠方の邑長が、王庭で供進を行い、音楽・献爵なしの宴を催すというものであり、王は層閣、群臣は庭で飲食した。これは、穀物収穫後の王と臣下による共食の儀礼の一つのかたちであろう。王の謁見は多くても一月に二度、というのであるから、五日毎の朝会は、「人民」が官人に、直接に酒桶や生苧などを献上する儀礼ということになる。〔祀神礼〕についての記録は後期との比較の項で詳述する。

(5) 泊周辺についての記述その他

〔梁成は〕島（久米島）に留まること一月、貢船に載りて国に到る。水辺の公館に住す。館は王都を距つること五里余。館傍の土城に百余家有り。皆我国及中原の人之に居る〕（b）という記述については、公館の位置を泊、あるいは那覇とみるかで解釈が分かれる。筆者は、後述するように、当時の久米島の貢船の寄港は泊と推定されること、又小葉田淳氏のその位置についての推定は正しいと思わ

れるので、「水辺の公館」は泊にあり、金非衣らが滞在した「一館」もこの公館を指すとかんがえたい。²⁵ 金非衣らは館について、屋根は板張り、高さ二丈の石牆（垣・塀）と門があり、夜に戸締りをすること、傍らの官舎に、守令と監考各々二人がいること、別の一庫に財物・錢布・魚醢（塩辛）を貯蔵し出納は守令が監（見張り）を行うことなどを報告する。通事によれば、これは郡邑の官庁のようなものであり、監考とは、官庁において金穀を取り立て看守し、あるいは雑役をする者という（e）。「守令は紅染の帛を帯ぶ」という金非衣の見聞は、一四七九年、尚真代のものである。紅は、後述の陳侃の記録からいえば、黄に次ぐ色であるから、守令の地位も推測される。²⁶

（二）畿内制的特徴について―前期と後期の比較

前期と後期の特徴をまず簡単にまとめておく。前期とは、（一）でとりあげた『王朝実録』に記録された時代から尚真期まで。王命を伝達する侍女やヒキの前身としての朝官の存在の推定される時代。後期は以下に記す、尚真王代以降一七世紀近世以前、とする。「万歳嶺記」（二四九七年）にいう、秦の時代に始まったという爵（官位）が再びもたらされた時代。これは畿内制の最重要の特徴という「礼」の制度の具現としての爵の制度の復活を述べているものと推定され、大きな画期であることを示している。実際に一五〇〇年には首里王府による八重山征伐があり、先島を含めた統一国家が生まれてヒキ制度の確立した時代であった。

後期の畿内制的特徴については、不十分ながら以前に考察を試みており、その後、『女官御双紙』『琉球国由来記』『琉球国旧記』（各々『由来記』『旧記』と略記、三史料は一八世紀成立の、王国儀礼研究の基本史料）や『おもしろさうし』や家譜を中心に考察し、近世以前の王府の儀礼の復原を試みながら、畿内における大アムシラレを含む里主階層のもつ役割を指摘し、その王城の稲穂・大祭やミシキヨマや雨乞い儀礼の主宰者がかれらであること、これが前期と後期とを分ける重要な特徴であるとかんがえた。前期の王城儀礼の参集者は、みてきたように記録されるのは、王・朝官・遠方からの邑長である。後期に里主・大アム階層が力をもつに至った背景についての推定は後に行う。畿内制についての、元になる史料として、この時代の碑文「円覚禅寺記」「国王頌徳碑」などは旧稿で取り上げたが、もう一度見ておきたい。⁽²⁸⁾

(1) 身分尊卑の表示について

琉球王国の尚真王の時代の碑文「円覚禅寺記」「国王頌徳碑」や「万歳嶺記」や「百浦添欄干之銘」には、上記の畿内制度の特徴が記されている。例えば、「円覚禅寺記」（一四九七年）の冒頭部分「今上国王尚真、天縦の奇才を佩び、生知聖徳を具ふ」「邦畿を安定し、大統を経営し、万世太平の洪基を開き」「宮闕を嚴製し、円覚道場を創建す」、の「邦畿安定」の邦畿は、国の畿内を意味し、「万歳嶺記」（二四九七年）に「…主君輿覽、国土観遊、呼万歳者三、重建漢武之徳、封大夫者五、再賚秦始

「爵」の「再賚秦始之爵」は、秦の時代に始まった爵を再びもたらすと読めるものである。²⁹⁾その官位の詳細は、「百浦添之欄干之銘」(二五〇九年)に記されている。この碑文は、尚真王の事績を十一項目、例えば、寺の建立・中華官室制度の受容・宮古島討伐などをあげ、その五として「千臣任官、百僚分職、定其位之貴賤上下、以其帛之黄赤、以其簪之金銀、是後世尊卑之龜鏡也」と記している。これは、この時代に百僚(役人)が職につき、その貴賤上下は鉢巻きの色や簪の金銀で示され、その後の龜鏡となったというのであり、この定めが実際に行われたことは、冊封使陳侃やそれ以後の使録によつて知ることができる。また、従来³⁰⁾の解釈はこれらを官人ヒキと結びつけないが、筆者の見るところでは、オモロにも、官役の上下関係が表現されている。たとえば、「下司のうれしかなし(敬愛する)てだ」(通巻番号四一二)、「おもろねあがりや こくらの下司真人 いけて 名あがりちよわれ」(四一三) (おもろ音あがりは多くの下司真人などの下役から、名をあげ称えられる、の意と筆者は解釈する)、「おもろねあがりや 天よりしたの 下司えらぶてだ」(四一七) (おもろねあがりは、下役を選択するテダである、というオモロとみる)、などに表現されている。下司が官員であることを示す「崇元寺下馬碑」(二五二七年)(注28の『金石文』五六頁)があり、「まひと」はやらざ森碑文にいう「三番の御真人」にあたり、ヒキの下役と推定され、首里の坂で百人を倒す兵士としてうたわれている(五二五)。オモロの音取りをする者はヒキの長として下から勢頭、テダとよばれる者であり、上記のオモロはヒキのなかの上下関係を示すものとみている(拙稿ii・ix)。黄赤の鉢巻のうち、赤は家来赤頭であり、浦添城

間で首里の赤頭がもてなしをうけるといふもの（二〇六三）、赤頭部の航海のおもろ（七九八）もあり、碑文にもヒキの構成員として記されている。

冊封使陳侃の一五三四年の記録に、帯の色、首（頭部）にまく色布の色の別、簪の有無などで身分の尊卑をあらわすことが記されている。陳侃は「凡そ有職者は一金簪を簪す。漢人の裔は髻すれば則ち髪の中に結ぶ。俱に色布を以て其首に纏ひ、黄なる者は尊く、紅者は之に次ぎ、青緑なる者は又、之に次ぎ、白は斯れ下なり、王首も亦錦帕纏ふ。」「腰に大帯を束するも亦、首に纏ふの布の色の如く貴賤を弁するなり。」と記し、この頃、身分の尊卑の表示が定着していたことを示している。以後の冊封使もこれらのことを記録する（拙稿ⁱ）。これらの位階を表示する者たちの組織が、尚真時代に確立したといわれる、原初的な官人組織としてのヒキ役たちであったとみてよいかんがえられる。

（2）官人組織の職能—軍士・唱歌

「王朝実録」琉球史料の記す朝会の記述のなかに、「入番の時、皆、公廩（俸禄）を受く。其の中の一人、首に居りて総理す」（b）とあり、その首となる者の存在も記されている。豊見山氏は、琉球人の官人組織は朝官と軍士に大別されること、又かれらは「ヒキ制度」の前身をなすもの、と説明された。³¹

ここで、ヒキについての簡単な説明と小稿の視点を述べておきたい。ヒキの語義は「父系の血筋を辿る親族」。官員制度としてのヒキ（引）は、九ヒキ（古くは一二ヒキ）からなり、各ヒキとも「せいやりとみ」など、船名でよばれ、勢頭（船頭の転訛）と呼ばれる長とその下役（筑殿・アザナ・中門セド・家来赤頭・轡夫・作事・常住者など）からなり（『由来記』）、ヒキ組織全体のなかには、筆頭格ともいふべき三つのヒキがあつた。それを三番（丑日・巳日・酉日）とよび、出仕は交替制、三司官配下の官員組織であつたと推定されている。ヤラザ杜ぐすく碑文（一五五四年）は番に編成された防御体制にふれている。

後期に活躍するヒキ・ヒキ系官人は、王府儀礼の基礎的役割を果たし、後述するように、渡唐船のための綱作りをし、時に渡唐船の乗員官舎（三で取り上げる麻姓の辞令書にみえる）や祭祀役ともなり、王府儀礼の基礎部分を担当し、オモロをうたい、王城の門番や侍衛、王城内外の土木工事に参加し、有事には兵士となる者たちの集団であつたとかんがえる。その職事は王宮の規模拡大とともに分枝し複雑化しそれに伴い官人を増員したものと思われる（筆者はこれをヒキ系官人よぶ）。このヒキの組織やその近衛兵的な性格、その役名については、碑文や他史料と合わせてすでに考察が進んでいる。碑文その他の史料によれば、彼らは、尚清王頃の王城外の種々の造作、那覇港のヤラザ森の築造などに土工として直接携わった者たちでもあり、そのほか国中城（首里大アムシラレ主宰の首里殿内と王城を繋ぐ添継門中のグスク）の新設、かたのはな碑文が記すように弁嶽（弁才天を祀る嶽。首里殿内管内）への参

道の補修などに従事した（注37参照）。

一五世紀半ばの朝官たちを、後期のヒキ役と共通する職能をもつ者たちとみるのは次のようなことからである。①前期の朝官（官人）も、数日毎に交代する複数のグループで構成される点。その中に「首」となる代表者のいること。②前期の朝官にも長番する者がおり、後期のヒキ構成員にも「常住者」がいること（『由来記』巻二「勢頭役」）。これが前期の「長番」に当たるとはなからうか。前期の軍士あるいは、朝官と軍士の関係について『王朝実録』琉球史料は直接に説明しないが、推定したように、朝官が武器をもち護衛兵的な軍士の役を兼ねていたとすれば、前期の朝官は、ヒキと共通の性格を持っていたということにならう。この点については「琉球人の官人組織は朝官と軍士に大別される」とみる従来の解釈とは異なる。③前期の軍士と歌。国王と世子の、轎あるいは馬による旧宮往還には、軍士三百人余が侍衛し、農歌のような歌をうたうとある。朝官には奴婢・土田・家舎及び軍器等を官給した、とあるから、轎夫となつたのは、おそらくは下級の「朝官」か、官給された奴婢のような人々であったのではなからうか。轎夫も、ヒキ役の職能の一つであり（『由来記』巻一、巻二）、後述のように、王の最も身近な奉仕者としてオモロにうたわれている。³⁴④前期の朝官の間には、衣服の色、刺繍の色等で表現する尊卑の差があり、これは「百浦欄干之銘」や陳侃の記す、王や官員の尊卑の表示につながる。

(3) 前期と後期の比較―主に王城儀礼の実態と特徴について

すでに第一尚氏末期（一五世紀中期）には国家的な祭祀が成立していたことを、豊見山和行氏は次の点をあげて推定される。³⁵⁾

①『王朝実録』琉球史料の「遠方の邑長、吉日を択び、宴を弁し、王庭で供進する」(b)の朝会
は、不定期の服属儀礼を示すもの。

②「人民が酒桶を官に納めること」「牛馬皮を官に納め甲を造る」(b)は租税に関わる儀礼を示すもの。

③「婦人をして命を伝えしむ」(b)、「およそ王の挙動するに、女官剣を杖して侍衛す」(d)は女官制度の萌芽を示し、その根底にオナリ神信仰の存在がみられること。

④普須古・蔡璟の「国に神堂有り。人、之を畏れ、近づきてこれを視るを得ず。若し嫌人有らば則ち巫に憑り、人、神に祝る。巫、神語を伝えて曰く、当に其の家を焚くべし手…」(d)は、神堂とその神への祈祷であり国家的な儀礼の存在を示すもので、「凡そ盜賊はみな感く之を戮す、或いは国王親しく鞠し軍士城外に拿去して之を殺す」(c)などは盜賊に対する厳しい法の存在をしめすもの。

この神堂の存在は漂流民の王城周辺の記録にはみえずその在り処は不明であるが、王城外（首里周辺）と思われる。豊見山氏の説明されるように、『王朝実録』琉球史料は、普須古・蔡璟の記事をふ

くめて当時の国家的な祭祀をかたっており、オナリ神信仰をみるか否かは別として、たしかに、後期の儀礼の萌芽がすでにこの時期にみられる。④は裁判にかかわる儀礼とみられ、後期の儀礼の個所で他の史料と一括してとりあげる。安里氏のいわれるようにこの頃裁判（及び刑の執行）も行われていたと推測される。

後期以降の王城の諸儀礼は前述のように、畿内三間切を基盤とする稲穂祭やミシキヨマ儀礼・雨乞儀礼についての詳細な記述がありその規模はより大きく、前期とは大きく変わったとみられる。まず、後期の王城儀礼の特徴は、稲祭り・稲以外の穀物も扱うミシキヨマが畿内を中心にして行われたと推定されること、大アムシラレや里主の儀礼への関与、儀礼と南部行幸の創世神話とのつよい結び付き、儀礼の基礎に物参りという性格のみえること、官人と王城内外の種々の工事との関連についてかたる史料の存在である。⁽³⁷⁾

古琉球の儀礼を『由来記』以下の近世史料によっていかに推測・復元するかについて、筆者は次のようにかんがえている。たとえば、iヒキの組織の確立は尚真代であり、碑文にその役割が記されている。その後、ヒキ組織から当職・里之子、時大屋子や御唄役などとして独立あるいは半独立してゆく過程があったが、ヒキ自体は古態を残したことを『琉球国中山王府官制』（二七〇六年）から読み取れる（拙稿IV）。iiオモロ歌唱者「いしてんがおもろ」（按司おそい）が京の内に物参りをするというも

(五二〇)³⁸ や又安須森の水(注36のアマミキヨ神話参照)をたてまつれ(二五五)など、尚真代と推定されるこの頃、すでに儀礼にかかわる歌唱者をオモロがうたっており、物参りも尚真時代頃から行われていたことを示すこと。iiiキミテズリ百果報事(以下キミテズリと略記)のオモロは尚清王代を始期とするその実施の日付を記載していること。また、ヒキの職掌を踏まえた記述として、ヒキ役湛氏の嘉靖年間(一五二二―六六、尚清代)の久高行幸とオモロ歌唱が伝えられ(『球陽』)、細部に問題はあるものの、信憑性のある記事とみなせること。これらが、上記の碑文の記す儀礼とほぼ同じ時期に行われはじめたと推測してよいことを示している。iv家譜は、一六世紀後半に任職した首里大アムシラレのいたことを示している。v稲穂・大祭や行幸のオモロ(『おもろさうし』二二巻収録の「みおやだいらおもろ」)は、御唄役が下庫理においてうたったものであるが(『由来記』巻二「御唄役」)、これは後述するように以前は、ヒキの役割であり、この儀礼において、アマミキヨ神話とむすびついた首里もりの築造や南部行幸を唄うオモロが継続してうたわれたことを示しているとかんがえる。このように、オモロや家譜によって古琉球の儀礼の実態を具体的に推測できる。ただ、これらについても、高級神女が担ってきたという通説化した解釈が定着している。³⁹ v『由来記』は成立時以前の儀礼についての記述を残す場合がある。たとえばミシキヨマの羽地仕置以後(二七世紀後半)の変化について述べている(拙稿v)。羽地仕置以前の儀礼の変化といえは一六〇七年でキミテズリ儀礼が終了していることもあげられる。それ以降、羽地仕置までは大きな変化はみられなかったのではないとかんがえる。vi

久米島については「仲里旧記」「君南風由来并位階公事」「君南風由来記」と略記）などに、『由来記』の久米島の祭祀記事とは異なる記述がありその比較検討ができる（拙稿Ⅳ）。

ここで後期の朝拝・冊封儀礼以外の王城祭祀、ミシキヨマ（稲・麦の初穂祭。多く雨乞い儀礼と共に行われる）と稲穂・大祭・キミテズリ、「神堂」の祀神礼関連の祭祀を中心に概観したい。琉球王国の重要な王城祭祀として、朝拝や冊封儀礼がありこれらは中国的な形式で行われた（『由来記』）。これらの儀礼の進行役は、外交・貿易実務を主導した久米村の長史や大夫などの官人であった。このほか本来は中国的祭祀であるが実際は日本經由の間接的受容と推定される五節句などもある。豊見山和行氏の指摘されたように、ミシキヨマも、中国の儀礼を踏まえて行われ、中国向けの儀礼であったという側面をもつ⁴⁰。次に王城祭祀に関する上記基本三史料を中心に筆者が分析・検討してきたなかから、小稿にかかわる事項をまとめておく⁴¹。

1 畿内制を反映した祭儀としての特徴。

王城の麦穂祭（ミシキヨマ祭祀の一部―後述）には、真和志・南風原・西原の畿内三間切の麦穂を内原に献上する事が行われており（『由来記』巻一、二月）、五月の稲穂祭には下庫理で畿内三間切の稲穂を献上した。これらの畿内を基盤とした儀礼が、一八世紀初めまで続いていたと推定される。ミシキヨマが畿内三間切の各々の殿内で行われたこともこれが畿内制と結びついた儀礼であったことを示していると思われる。

2 五月王城の稲穂・大祭

稲穂祭三日前に辺戸とサイハで水取りを行い首里に届ける（アマミキヨ神話に基づくものであろう）。五月王城の稲穂・大祭は、次のAとBで構成される。

A 首里大アムシラレの率いる従人・根神やヒキ系官人による、西御殿の儀礼（城外では畿内各間切の地頭たちが火神への儀式を行う）

B ヒキ官員と王による下庫理（正殿の大庫理の階下）の儀礼。Aの後に行う。

この二つの儀礼は、同日に別の場で行うものだったことを示している。Aは首里大アムシラレが率いていることからみて比較的新しい儀礼で祭詞はオタカベ、Bは、前期の、王と官員で行う儀礼の系譜をひく比較的古いかたち、と推定する。Bでは御唄（オモロ）を謡い（『おもろさうし』二二巻所収の「稲穂・大祭のもの」、畿内三間切から稲穂を御内原へ献上、その後、出仕の官員への穂や酒・神酒の下賜（拙稿iv）。Bの官員の職事は、前期から後期の尚真代以降に引き継がれたものでありさらに多様になったことを示している（拙稿v・vii・viii）。旧稿では儀礼A・Bを二系と呼んできた。

3 二種の物参り

王城儀礼においては物参りを、主に「百人物参り」と記す。ほぼ毎月各御殿或いは地方で行った（『由来記』巻五の一七）。物参りには次の二種がある（同上巻一の四二・四三）①四品御物参（百人御物参・七度御物参ほか）、②四度御物参。前述の京の内へ物参りする「いしてんがおもろ」（五二〇）はおもろ

歌唱者（ヒキ役―筆者）の物参り、首里の按司（按司襲い）の波上宮への物参りのオモロ（五二七）はいわば後の「社参」ともいえるべきものであり、これらは、尚真王代から王城で官人の物参りが行われていたことを示すものとかんがえる。②はヒキが行う祭祀であることを示し、儀礼Bの構成員に対応し、①の構成員は儀礼Aに対応するとみられる。①は、大アムシラレなどと、ヒキ系官人、例えば当職や里之子を含むのが特徴（拙稿Ⅳ）である。ただヒキ系官人には家来赤頭も属しており、ヒキとのつながりを保っていたと思われ⁴²る。

4 ミシキヨマ

『由来記』は、四月の祭祀（稲のミシキヨマ・初穂祭）の結願が九月の麦種子の日であると記している（巻一の三三）。本来ミシキヨマは米だけでなく麦その他の穀物の御初の意であり、五穀豊穡の祭り、つまり米以外の穀物をふくむ五穀の祭りを意味したとかんがえられる。『由来記』は春の麦穂祭・米の初穂祭をへて九月の麦初種子の結願に至る祭祀をミシキヨマとみていたと推定される（拙稿Ⅴ）。ミシキヨマは穀物の成長を祈るための古来の物忌の習俗を基礎としたものであると共に火神中心の儀礼であり、『由来記』や『女官御双紙』はこれを「百人御物参り」とよぶが、二百人物参りになる場合もあったという。御拝を行うのは、親方・座敷・当・勢頭・親雲上・里之子・筑登之・家来赤頭と記す。儀式自体には稲穂・大祭のような複雑さはみられない。九月に、畿内三間切にある、真壁殿内・儀保殿内・首里殿内で各々ミシキヨマ儀礼を行うが、王城の九月の年中行事として記載する

のは首里殿内の儀礼である。城外の首里大アムシラレ主宰の首里殿内で、国王と聞得大君は火神前での呪術的な所作の後に、首里大アムシラレ同行の、南部行幸を行った。『由来記』がこの首里殿内の儀礼を、王城の年中行事として記載しているのは、当時の王城における首里殿内の存在の大きさを示すものであろう（拙稿v）。

5 神罰にかかわる場―神堂の「祀神礼」ほかについて

『由来記』等には、普須古などによる前期の神堂の「祀神礼」の記録及びその系列の以下二史料の記録はない。小島瓔礼氏の指摘されたように、この記録はその内容からみて、陳侃の記録や、妃や聞補君（聞得大君カ）や王家の者の参加をいう『琉球神道記』（一七世紀初頭成立、以下「神道記」）の記録にむすびついてゆくものと思われる。神堂の在り処や、参集の巫その他についての具体的な記録はない。一六世紀の冊封使陳侃は、「俗神を畏る。神は皆婦人を以て尸となす。…王府事あれば則ち哨聚して来る。王、世子及び陪臣を率いて、皆頓首百拜す。然る所以の者は、国人凡そ不善を爲すを謀らんとすれば、神、即夜王に告ぐるを以て、王、之を就擒するを以てなり。…尸婦は女君と名づけ首従動経すること三・五百人各草圈を戴き、樹枝を携へて乗騎する者あり徒行する者あり…」と記し、彼女らは那覇には行かず、王宮内で遊戯したと記す。『神道記』は「国に悪心貶毀の者有れば必ず是を刑罰す」と記し、参集者は王家の託女三十三人や妃であり、聞補君を長とす、都て君と称す、と記録している。神罰や刑罰に関する内容をもつことは、上記三史料に共通しており、前期からこのような

場が継続して存在して王と官員による刑の執行も行われていたと推測される。⁴⁴⁾

以上は、前期の儀礼について豊見山和行氏のあげられた四点に関連する後期の儀礼について、主に『由来記』『旧記』『女官御双紙』などに基づいて行つた考察の要点である。王国の農耕する人々の日常生活に密着するという意味で主要な儀礼である、稲二祭やミシキヨマなどについては、これらを従来の一般的な理解、ピラミッド型の組織によるものとして、説明しきれないことは明らかになつたと思う。又このことは、従来の上記の宗教観・儀礼観に基づいて行つてきたオモロ解釈にも当然影響の及ぶことも理解されると思う。又、「祀神礼」ほかの三史料はこのピラミッド型組織の聞得大君などが、上記の神罰にかかわつたことを最も詳細にかたる史料であるが、述べたように、従来この関係を指摘されることは多くない(注44参照)。

もうひとつ付け加えるべき事柄と考えるのは、聞得大君や首里殿内と弁才天信仰の結びつきのことである。はやくに指摘されたように、聞得大君御殿の御神体の図録からみて、聞得大君の祭神は弁才天と考えるのが自然である。⁴⁵⁾ 琉球の弁才天は本来の、河川の神としての性格を受け継ぎ、航海安全を掌り、福神として穀物にかかわり、眷属(五穀の神)を従え、不善を罰する裁判に関与し、戦いの神という多面的な性格をもつ民間仏教的な神であるとともに、観音の変化神としての、中世の弁才天と推定してよいとかなげる。一六〇六年の冊封使夏子陽の記録に(五穀成る時に、久高に渡つた女王(聞得大君)が行うのは、成熟した穂をかむことであつたこと、女王の前に収穫し食する者はたち

どこに斃れるといわれたので盗採は行われなかった、と記しており、ここにも女王の行為と神罰との関係が示されているとかんがえる（拙稿Ⅴ・x・xi）。この行幸は、前述のように首里殿内主導で行われたものだった。首里殿内と弁才天の結びつきは、所轄管内の弁嶽信仰、ミシキヨマ・雨乞儀礼の（⁴⁶）実際にとくにはつきりと示されている。たとえば南部行幸（久高行幸）は弁嶽行幸に替えられる場合があり、首里大アムシラレは南部行幸三日前に弁嶽御拝をすることなどにもあらわれている。⁽⁴⁶⁾ 弁才天とむすびついている観音信仰は一方で、渡唐の航海儀礼の際に祀られた天妃や菩薩信仰とも習合するものでもあったといわれる。⁽⁴⁷⁾ 従来、初期の聞得大君按司像に関する論考の中でたびたび取り上げられる陳侃の『使録』史料や『神道記』の記録する聞得大君や女性たちは、当時の宗教祭儀の役割のひとつとして、不善をなす者を裁くことにかかわる役割のあったことを見るべきであろう（拙稿Ⅴ・vi）。この祭儀を『由来記』など基本史料が記述していないのは、稲二祭やミシキヨマが年中行事的な儀礼であったのに対して、この祭儀が、実際は臨時的な刑罰や裁判に関わるものであり、上記の年中行事的な農耕儀礼とは性格の異なるものだったからであろう。ただ実際には述べてきたように久高の行幸先での稲祭においても、女王の行為は、裁くこと罰することに関わる性格をもつことを示していた。

6 キミテズリと『おもろさうし』のオオリヤへ・サスカサ・キミカナシ・聞得大君

キミテズリを王の慶賀（『中山世鑑』尚宣威の項）あるいは王権強化のための儀礼とみて、これを儀

礼の始期とし、君々（王族神女）と王によって行われた儀礼とみる解釈が現在も主流である。⁴⁸ 筆者はキミテズリ儀礼の日付を記し「みもの遊び」つまり物参り関連の祭儀でもあることを示唆するオモロ群を一次的史料として重視したい。この儀礼は、i 尚真時代に祭儀の場として王庭に「君誇り」が準備され本格的には尚清代から行われたこと、ii ヒキ（ヒキ系官人）が王とともに行う儀礼であったこと、iii この儀礼は各地のキンマモノ信仰（自生的な神観念ではなく、稲や穀物にかかわる神を同一名で呼び主に外来神弁才天との融合を説く信仰）との関連を示しており農耕儀礼とも関わりをもち、キミテズリのオモロは下庫理の稲祭でもうたわれたこと。iv 儀礼の目的は「御捧げ」献上の場「君誇り」を寿ぐことであり、近世史料「公事帳」にそれが示されており、この儀礼が王府の経済にかかわる儀礼であることと、v キンマモノ儀礼との関係が、この儀礼の重要な特徴であり、各地の土着的な信仰と、民間仏教的な外来信仰と融合させる意図がみえること、vi 王府のキンマモノ儀礼は、王城と首里殿内との関係強化の目的をもつ添継御門築造と係わること。三番の大やくもいた（三司官）の率いるヒキや大島詣島・宮古・八重山の官人が行う（添継御門南碑文、一五四六年）、長さ二三〇尋の城壁を二重にするという大規模な工事であり、その城壁の一部が国中城という、キンマモノ儀礼にとって最重要の場であった（拙稿 vii）。

vii 「キミテズリ」オモロ群はアオリヤへ・サスカサ・センキミ、これらの総称としての聞得大君などが、その末へ神降することをはっきりとうたうのが特徴的である。その末とは久米島出自のヒキであり、サスカサ等はヒキと血縁の関係を結ぶ彼らの人神、と筆者は推定している（iii・iv）。

7 君々(王族女性)の職掌

『世鑑』巻五は、尚清代一五四七年に、王族女性のための産所あるいは「三年の喪」を行う場としての大美御殿建造を記し、『由来記』王城公事では大美御殿でも先王御拝を行うことをのべており、『女官御双紙』の記述などから、筆者は彼女らの役割は主に先王御拝、年忌つまり仏教的な年中行事の施行であり、おそらく大美御殿建造後から君々による先王御拝は行われていただろうとかがえる。盆行事や年忌的仏事がすでに前期に行われていた可能性を述べたが、この傾力を得てきた王夫人(王農大やの娘―後述)や王族女性が、彼女らをふくめた王家の年忌を行うようになったのであろう。

8 王城外の儀礼(航海儀礼・ヤラザ杜建立)

航海儀礼(出航前・直前に行う儀礼)にも、二系的な要素がみられる。王城内では渡唐船の綱作りの儀礼や御唄があり、おもしろねあがりの綱作りのおもろ(四〇二)などがあり、また一方で、那覇港では、那覇・泉崎などの大アムが儀礼を行い、船頭や綱官・作事が御拝をし、船中の総官(祭祀役)を筑登之座敷(下位の官人)が勤めるといったことがあった。大アムたちともに行う儀礼と、大アムとは関わりなく行う、綱作りなどの儀礼があったことがわかる(拙稿Ⅷ)。真珠湊碑文(二五三二年)は、橋供養の儀礼をのべており、これによれば、御拝を行ったのは里主部や赤頭三百人や僧であり、ヤラザ杜碑文(一五五四年)においても御拝を行ったのは「王かなし」「上下の按司下司」、役人や僧である。前述のように、これらの碑文には、聞得大君と君々が降りてくる、とあるが、ここに君々の参集

は記録されない。これについても、前述のような特徴をもつオモロの聞得大君と同列にかんがえてゆくべきであろう。ヒキ名の船をうたうオモロについての同様に考察を深める必要がある。従来説はヒキ名の船（例えばセヂアラトミ）のオモロを神女による航海儀礼から生まれたものとするが詳しい説明はない。筆者はこれらを実際の乗員としたヒキの視点でうたったものと推定している（拙稿Ⅲ）。次の機会に考察を広げてゆきたい。

9 オモロ歌唱と御唄役

『おもしろさうし』は官撰歌謡集であり、節名をもつ「謡いもの」で舞を伴うものもあつた。⁵⁰これに關して、筆者は前述のように初期のオモロ歌唱は、原初の官人たちの一つの職能であり、初期に専門集団が存在したとは考えられないこと、前期で唱歌するのは侍衛軍士であり、オモロ歌唱は前期の官人鬼大城の例に見るように、官人の持つ多様な職能のひとつとみなされていたこと（夏姓家譜―後述）、尚真期のオモロ歌唱者についての多数のオモロ、尚清期の湛氏の話にも、オモロ歌唱がヒキ役の一つの役割であることを示しているとみている。⁵¹『由来記』御唄役の項の記すようにやがてオモロは専門職御唄勢頭の担当となった。専門職オモロ勢頭や中国系奏楽担当の螺赤頭が『由来記』によれば、ヒキの居場所下庫理辺りに詰めていたのは前代のヒキとの關係を引き継いだことを示すものと思われる（拙稿Ⅳ）。

葬礼の改善について、国王頌徳碑（一五三二年）は、次のように述べている。尚真王は邦畿に功業を開いて、士や庶民に仁恕を施し、その榮膺は甚だ昌であった。舜天・英祖・察度三代は世主の死後に殉死者はなかったが、その後百年間は、多くの者が殉死を競った。尚真王は、殉死の習いは凶事を導くものであり、国家として禁止すると述べた、とある。⁵²ここに、畿内と同義の「邦畿」という語を用いている。仏式の葬礼の具体的な記録はみられないが、前述のように、十五世紀半ば頃に、盆行事が行われ、十王堂の建立のあったことからみて、上層の人々の間では年忌儀礼的な仏事も行われ始めていた可能性がある。⁵³一五世紀中頃行われた賓礼は、前述のように、明や李朝の詔勅や書契を迎える儀礼であって、これは中国の礼制に依拠して行われたものと真栄平房昭氏は推定された。⁵⁴冊封儀礼の詳しい記録が残るのは一六世紀前半の陳侃の使録以降である。⁵⁵

二 畿内制に関連する問題

(一) 畿内制と鬼城・みしま・いつこつしま

鬼のいる島とは、境界外の地について古来日本人が抱く一般的なイメージであり、⁵⁶例えば、喜界島を鬼界島とよび鬼の住む島とみることにあらわれている。ここで取り上げるのは、『海東諸国紀』所収地図・『琉球国図』やオモロにみえる琉球王国内部の呼称としての鬼・鬼君あるいは鬼城であり、

「鬼」が、特別な地域の修飾語として使用されることについて考える。前述のように、筆者は伊波氏説にしたがい『おもしろさうし』は、尚真王以降の、後期の畿内三間切（西原・南風原・真和志）を指して「みしま」と呼んでいると推定している（注5参照）。

『おもしろさうし』においては、みしま・いつこしま・鬼城は、対語の関係にあり、この三つの言葉は関連する表現であろうと筆者はかんがえている。「みしま」の対語として、同書には、「おきなわ」「いつこしま」があり、又、「おきなわ」の対語として、「大くに」「おにぐすく」がある。このように対語の輪はひろがっていく。「いつこしま」「おにぐすく」などの呼び名は、それぞれに畿内としての「みしま」のもつ畿内制的な特徴をとらえた表現であると同時に、主に久米島がヒキの下層の者の供給地でもあったことを示す表現のように思われる。

例えば、イツコは、稜威（イツー盛んで恐ろしい威力）をもつ子の意であり、クハラ（兵卒の意）と対語の関係にある。「みしま」を「いつこしま」と呼んだのは、そこが兵士（ヒキ役・クハラ）の警護する地域、軍事的拠点になるといふ畿内制の特徴をもつ地域であったことを示すものではないだろうか。前述のように、主に尚真前半期の王府討伐による久米島の俘虜たちがヒキの構成員となったと筆者は推定しているが、このクハラという語の背景にもそれが表現されているとかんがえる。⁵⁶クハラという言葉は久米島の下層の人々をよぶ言葉から出たものと推測したい。鬼ぐすくについてオモロは、次のようにうたっている。

* 一 おもろねやがりや／おにぐすく気合わせ

又 せるむねやがりや(四二四)

* 一 おもろねやがりや／上て見ちやる勝り

又 せるむねやがりや

又 きこえおにぐすく(四二七)

この二首は、尚真王時代の、おもろねやがり(オモロの音をあげる者、音取)であり、ヒキの長としての勢頭、頭にかかわるものであろう。前者は、鬼城を気合わせる者、つまり呪術者と表現し、後者はこの人物を「聞こえ鬼城」(有名な鬼城)、あるいは「鬼城」という名で知られた者を称えたものとかんがえられる。すでに述べたように、かれらが、テダとよばれてヒキの下役から称えられたヒキの頭にあたる人物と筆者は捉えている。ヒキの構成員には、大島の捕虜もいたが(馬姓家譜―後述)、主に久米島などの俘虜的な者と推定され(注49参照)、ヒキたちは、すでに述べたように、畿内で行う王城祭祀のなかで、以後一貫して物参的役割を果たしていた。この二首は、前者ではモノに通じるケ(セジ)をもつて鬼城を合わせ、一つにすること、後者では高所からの国見的な行動、あるいは見張り(アザナ)を行う、尚真時代以降のヒキ役たち(物知り、口まさしや、ともよばれ、オモロ歌唱者、アザナという見張り役もいた―筆者)の呪術師的な性格をよく示すものと思う。オモロは、歌唱者がカマヘ(貢・稲などの上納物)に関わる者であり(四一〇)、その「中継者」(二五一・二五二)であり、かれらは

その呪術力により、カマヘを「寄せる」ことを期待される者(四四六)でもあり、またキミテズリに深くかわるなど、その活動は多方面にわたった者たちであると筆者は推定している。このような者たちの居る地域であるために「みしま」はイツコ島とよばれたのであろう。『海東諸国紀』琉球国地図などでは、「鬼具足城」は中城より首里に近い。特別な地域として、このように呼ばれていたのではないだろうか。⁽⁵⁷⁾

(二) 日本古代の舍人・侍女と琉球王国のヒキ・女官―原初的な官人のもつ特徴

古代日本の律令制下の畿内は、天皇への供御の地としての性格がつよく、畿内に官田が置かれ、新嘗祭には官田の置かれた畿内から稲粟を供せられたとい⁽⁵⁸⁾う。前述のように、琉球王国の王城の稲穂・大祭でも畿内三間切から御内原へ稲穂を献上、麦穂祭にも同様に麦穂を献上した(『由来記』)。王城の稲祭においては古代日本・琉球王国とも同様に、畿内から稲穂を献上する儀礼が行われたことを示している。ここでは、舍人など原初の官人や侍女の職事と王宮儀礼への関与、それと古琉球の官人や侍女と王城儀礼とのごく簡単な比較をこころみる。ついで、主に民俗学の立場からいわれてきた、巫女を中心に据えた従来の宗教・儀礼観に関して近年批判のあること、日本古代の歴史学の立場から文献史料に基づいた再検討が行われていることにふれる。

(1) 伴・舎人の職事と王宮儀礼への参集

日本古代の伴や舎人は、大化前代からの長い歴史をもつ最初の官人であった。その特徴は、

- ①天皇や皇族などとの間に緊密な主従関係があり、護衛や家政的な奉仕をしたこと。②伴は宮廷において主に殿舎の管理（殿守）や水献上（水取）諸種の設営（掃守）などを行い、③舎人は武力を構成する者として、兵士としての役割を果たすほか、宮廷の雑仕にあたり、祭祀儀礼の場の種々の造営にも従事したこと。大化前代の王権に奉仕する舎人には二類型A・Bがあり、Bは地方有力豪族の朝廷への服属を示す政治的な存在であったといわれる。大化改新後、衛府（近衛府・衛門など、奈良・平安時代に禁裏の警備を掌った役所の総称）の制度が整備され、旧来の舎人の伝統を受け継ぐ兵衛や左右衛士府・衛門府などからなる五衛府が成立した。律令前の舎人のもつ様々な性格は律令制の舎人（大舎人・内舎人・兵衛・帳内）に継承された。舎人は朝賀の宴会にも参加した。律令制の五衛府など、武力を構成する者のなかには、衛士（諸門・宮中・京中の警衛）や、隼人司（歌舞、竹笠の製作）、馬の訓練と飼育を行う馬部・飼丁、兵器を管理・出納する左右兵庫などがいた。衛士は造営工事にあたる役夫の監督にあたるほか、直接工事にも参加したといわれる。衛府は以下のように推移した。五衛府↓八衛府（七五五年頃。外衛府・中衛府・近衛府の三衛府が加わり、近衛府が三衛の中心となる。外衛・中衛・近衛の三衛の武力はすべて舎人であった）↓六衛府（八一一年）。④近衛府は雅楽との関わりも深く、近衛府の官人、内舎人・大舎人などは神楽や倭舞に関わり、衛府の官人が神楽人長を勤めることもあった。初

期の、この官職のもつ呪術的性格は、月次祭や神今祭、その直前に行く「御体御卜」、祝詞奏上、祝詞や大歌・神楽歌の内容にもあらわれている。

琉球王国の一五世紀半ば（前期）の、官人（ヒキの前身）は、前述したように、王の警護にあたり王とともに儀礼を行い、行幸に随行し、尚真王以降（後期）のヒキは、城内外の造作に加わり、儀礼の場を造営し有事には兵士となる者、渡唐船の乗員や祭祀役、輜夫をふくむ組織でもあった。王城の稲二祭やミシキヨマ（初穂祭）・雨乞の祭祀には、物参りという基礎的な役割を行う者であった。ヒキが、国王の武力を構成する者たちであったこと、種々の造営や工事に従事し儀礼にも物参りを行う者としてふかくかかわったこと、舞を伴い、呪術性を持つ歌謡オモロとの強い結び付きをもっていたこと、これらが、古代日本の原初の官人の行った役割と類似していることに注目したい。

（2）侍女と舎人

侍女（宮人・女官）と舎人はその職事、出自において本来共通する性格をもっていたという。七世紀半ば頃は、侍女のみが天皇（大王）の宮の閤門（内裏内郭の門）において王に近侍したが、時代の推移とともにその役割は縮小し、衛府や蔵人にとって代わられることになった。女官は臣下ではなく近侍者であり、その位階は男官と異なった。律令国家の女官の本来的な性格は元日の儀礼にもあらわれており、官人は参加するが女官は朝賀に加わらなかった。閤門守衛が左右兵衛府の職掌となった時代に

においても、多くの行事において、入閣にはいし闈司（内侍より地位の低い侍女）奏による勅許、闈司奏つまり女官の取次が必要であった。⁶⁴

琉球国王の侍女についても、既述した通り「女官劍を杖して侍衛す」（『王朝実録』）とあるのは、後のヒキと同様、女官が侍衛していたことを示し、『女官御双紙』も又、女官の門番・取次の役割が一部残存したことを記しており（拙稿⁶⁵）、日本古代の侍女の役割との類似がみられる。琉球の侍女の出自をかたる史料に『宮古島乾隆旧記』（宮古島記事）⁶⁶があり、一六世紀、嘉靖年間の頃に、重罪人の子をオヤケゴといい下僕として宮廷で使用したこと、官女マホナリをその例としてあげている。朝廷（王城）に服属した者、あるいは罪人の子であり、政治的な存在であったという点で、ヒキの出自と重なる部分があり、古代日本の舍人や侍女と共通した性格をもち、その辿った歴史にも共通性がみられるように思う。

（3）巫女中心の儀礼観の再検討

近年日本古代の歴史研究では、従来の主に民俗学の、女性（巫女）を中心におく儀礼観についての批判がある。とくに宮廷儀礼は女性のみで行われてはいなかったことを、具体的な儀礼の考察が示している。この点においても、すでに見てきた琉球王国の王城儀礼の実態に類似している。従来シャーマンの性格を女性のみがもつ特徴として捉えられがちであり、民俗学では、女性だけが司祭者であ

り、霊界―女性、現実世界―男性、のいわば役割分担があったという見方のあること、あるいは神祭の主役、司祭者の担い手が女性司祭者から男性司祭者へ移ったとする見方について、再検討すべきであると言われている。⁽⁶⁶⁾ 主に民俗学の立場からのこれらの見解は、断片的で乏しい史料と民俗事例からの類推によるところが少なくないこと、これらの意見は沖繩のノロなど各地の民俗にみられる巫女を古代の遺制とかんがえ、さらにヒミコのイメージと重ねるところから生じた誤解であり、古代において女性だけが司祭者であったという実証的な裏付けは見当たらないこと、史料にあらわれた、宮廷を中心とする祭祀においては男女の司祭者の間には職掌の分担があったが、男女一組で行うのが常態であったと推定されている。⁽⁶⁷⁾ たとえば「御体御卜」(六月・一二月の月次祭・神今祭の直前におこなう、天皇・東宮の身体の平安を亀甲で占う神事)では、御巫も神祇官などと共に儀礼に参加して祓除などを行った。⁽⁶⁸⁾ 神祇官は「御体御卜」により深くかわり、祭祀・儀式・鎮魂・卜兆などを統轄した。「御体御卜」はその結果として種々の崇りを神祇官から天皇に奏上するものであり、宮廷儀礼として七世紀半ばまで遡る可能性が高いといわれている。⁽⁶⁹⁾ 神祇官と比較すると配下の御巫(宮廷の巫女)は法的には正式な官人ではなく、使役される雑色人(平安初期成立の藏人所の下級職員)の待遇であったといわれている。その名は、養老律令職員令(八世紀半ば)や神祇令には規定がなかったという。又、神祇官の男子下級神職の神部や占部が中臣・忌部・卜部といった特定の祭祀を世襲する一族から選ばれるのと異なり、御巫の出自は、その多くが「庶女」(庶民の娘)であったという。

三 辞令書と家譜からみた里主

(一) 里主と大アム

里主については、近年、主に辞令書で里主所という職田を給与された者という観点から論じられており、辞令書の残存しない時代の里主については殆ど考察が及んでいない。⁷⁰⁾ 呉姓一世宗重が泊里主に任じられたのは、家譜によれば、成化二年(二四六六)に、喜界島から凱旋した王の目にとまって、妻が元祖大アム職になり、特別に土地を与えられたことに関連している。その夫として宗重はその地位についた。⁷¹⁾ その土地は以後も大アムの所有であった。毛姓家譜は、この泊里主の子孫が、養子として毛姓一族に加わり、三司官就任にいたるまでの職歴を示している。里主に関しての記述が史書等に多くあらわれるのは尚円王以降である。よく知られているように、「里主」は史書や家譜などで、近世の称呼「地頭」と言い換えられている。尚円王は即位以前、内間・嘉手刈・小那覇・掛保久の地頭であったと伝えられている。⁷²⁾ 内間・嘉手刈・小那覇・掛保久は、いずれもその後、尚真王代の西原間切(畿内三間切の一つ)に属した。尚円の周辺には、アムと里主を一組にして伝えるものが多く、例えば、尚円の叔父と叔母(「二かや田のアム」とよばれた)も、里主とアムの一組であり、アムへの特別な土地の下賜があったという点も共通する。叔父銘刈親雲上は、首里に「御奉公」し、真和志間切銘刈

地頭・紫冠を得たが故郷に戻り、地所を下賜されて代々嫡子が相続したとい^四う。

アムという呼び名は、『女官御双紙』の禁中女官の記録、とくに首里城二層の大庫理詰めの女官に多くみられる。ただ、後述するように尚清代と推定される、那覇大アムなど、王城の外に大アム任職者がおり、家譜は泊大アムをこのようなアムの元祖として伝えているのであろう。『王朝実録』は、侍女と記すのみであるが、以後、アムが女官の呼び名として定着するようになったと推測される。奄美大島・喜界島にも、二名体制の大アム制度のあったことが同島の辞令書によって明らかにされている^五。畿内の大アムシラレのうち、とくに首里大アムシラレは、他の二大アムシラレを率いて王府の祭祀儀礼を行い、首里王府の女官アムほかや村々のノロを統轄し、ヒキ役たちの上に立つ者であったとかんがえられる。

里主と大アム（アム）職の関係を最も明らかに示すのは、麻姓三世真福、儀間平良親雲上とその室、平良大阿母志良礼（大アムシラレ）の事例であろう（『家譜資料』三三）。家譜によれば、真福は尚円王代に兼城掟であり、尚真代に勢遣富の官舎として渡明した後に兼城地頭となり、次に真和志間切儀間平良地頭となった。尚清王代嘉靖一四年（一五三五）の彼の死後、平良大阿母志良礼は、彼に代わって、二六年間儀間平良地頭職を勤めた。その死に当たっては、公儀から特別に「竜繡棺被」等を与えられ葬礼を賜った、と記す。また、馬姓家譜によれば、毛姓四世盛実の長女真鍋樽は、名護大按司志良礼（大アムシラレと同様の女官と推定―後述）であり、馬姓二世名護親方（名護間切総地頭）馬世栄

(良員)の室といい、ここには大アムシラレと総地頭の組み合わせが記録されている。

既に述べたように近世史料『由来記』王城公事は尚清王時代頃から実施されてきた畿内三間切の王府儀礼を記録したものと推定され、例えば、同じ南風原間切の崎山地頭・新川地頭がともに儀礼を行い、大アムシラレと協力したことが読み取れる(拙稿iv)。

(二) 古琉球の里主の実態

古琉球に確立した間切やシマ、役人制度の基形は、そのまま近世に引き継がれたと推定されている。⁷⁶『球陽』(尚徳王代)は、泊里主を泊地頭に封じた、と記しており、同様に地頭という近世の称呼が、遡って一五世紀の里主の記述に使用されている事例は、例えば後述する、麻姓その他の多くの家譜にもみられる。⁷⁷近世期以降、里主と地頭を同義にみるこゝが行われていたであろう。

高良倉吉氏は、辞令書は里主が里主所を与えられた事を記録するものであり、ヒキに属した者の、里主への転任を示すものでもあること、里主には、大やくもいと大やこの区別があり、前者はさらに間切名を名乗る例えば国頭の大やくもいと、シマ名(間切を構成する下位の行政単位「村」)を冠するたとえば、麻姓一族や幸地大やくもいがあること。大屋子にあてたものは伊平屋島・国頭・今帰仁のものであり、いずれも一六世紀後半のものであること、「大屋子」は、地方の役人クラスの者であり、近世の「夫地頭」(間切の上級役人)の前身であろうこと、また里主間の格差などもあきらかにされた。

(1) 十六世紀以降の辞令書・家譜にみる里主—大屋子もい・大屋子と里主

古琉球、島津侵入以前の里主所に関する残存辞令書のなかで、〈大やくもい〉と〈大やこ〉に宛てて出されているもの多くは、田名家文書の麻姓四・五世に関するものであり、⁽⁷⁸⁾〈大やくもい〉にあつたものは、いずれもシマ名である。これらの辞令書や家譜は具体的にどのような経過を辿つて里主所を得たかを記している。

これらの辞令書と麻姓家譜(『家譜資料』三)を比較していえるのは、麻姓三・四・五世は、各々、勢遣富船・たから丸・勢治荒富の官舎、つまりヒキ役として渡明したのちに、里主所を与えられ、地頭に任じられ、「大やくもい」とよばれたと推測されることである。「大やこ」としての里主は各々、仲田里主所、安田里主所、を得た者であつた。⁽⁷⁹⁾

オモロに里主と大屋子が対語としてうたわれている例がある。「一 手登根の大屋子／唐の道あけわちへ／手登根す日本うちにとよめ／ 又 手登根の里主(一〇一八)」とあつて、南部知念半島の佐敷間切の手登根の「里主」と「大やこ」が対になつてうたわれている。⁽⁸⁰⁾この例によつて、高良氏の指摘されたように、佐敷間切の手登根村の里主が、「大やこ」とよばれていたことが確かめられる。手登根の里主は、地方の大屋子に過ぎなかつたが、このオモロが、唐のみちを開き、ヤマトにまでその名が届くようとうたわれ、外向きの顔をもつ里主についてうたっていることは注目される。

(2) 家譜にみる古琉球の総地頭と地頭―里主の性格の側面

家譜が古琉球時代の地頭（つまり里主）に関して、数例を「惣地頭」「総地頭」、つまり間切名の地頭（里主）と記していることについて考えたい。たとえば、尚真以前の例としては、前述の越久惣地頭となったという「夏姓家譜」の鬼大城（夏居数）をあげられる。尚清以後の同様の例は、和姓一世・翁姓一世・毛姓四世・馬姓一世の家譜にみられる。東姓元祖の辞令書は、尚円・尚真王代に東風平間切総地頭且紫官であるとともに、崎山に特別な土地を下賜された者であることを示すものであるが、これらの里主についても考察は進んでいない。

「夏姓家譜」序は、鬼大城の越久間切惣地頭職就任の理由として、大将鬼大城の、阿麻和利討伐をあげている（『家譜資料』三三）。その褒賞として、紫冠や、阿麻和利の衣装、勝連城門が与えられ、さらに越久間切の総地頭に任じられた、と記しており、この記事を、『由来記』（巻三、賞賜）も引用している。ただ、位を冠（鉢巻）の色で示していたことを記録した、陳侃をはじめとする歴代の冊封使によれば、その、黄・赤・青緑・白の別に紫が加わるのは蕭崇業の記録（一五七九年）以後であり、一六世紀以前に「紫冠」そのものがあつたとは思われない。田名真之氏の言われたように、家譜についても史料として批判的にみる態度が必要とかがえる。田名氏は、特に家譜の序は、系記に記録できない事情のあるものや、系図座のチェックで省かれたであろう系祖や先代の由来を含むこと、又家

譜内で矛盾する記述もあるので注意を要すると言われる。⁽⁸¹⁾後述の「湧川家譜」序の、尚円の弟朝理が尚金福時代に家来赤頭、阿姓二世が尚円代に、同じく家来赤頭であったという記述も、文字通りに受け取るとはできないであろう。「けらへあくかへ」は尚真時代の碑文にみえるもので、官人制度確立後のヒキ役の下役職名と推定されており、尚泰久以前の官人組織に家来赤頭役があったとは考えにくいからである。ただこれについても、里主を地頭と言い換えて記録したように、後世の歴史認識により、遡って単に官人の下役の意で「家来赤頭」と記した可能性も考えるべきであり、紫冠についても同様かと思われる。この時代の「総地頭」については、里主をのちに地頭と呼んだのと同様の流儀で、古琉球の間切名の、三司官クラスの「大やくもい」ともよばれた里主を、後世家譜で「総地頭」として書き分けたと当面は理解したい。

家譜が尚真・尚清王あるいは尚元王代の「総地頭」と記す者には、いずれも三司官を勤めた和姓一世景明、翁姓一世盛順、毛姓四世盛実、馬姓元祖馬良詮などのほか、越久間切総地頭尚円弟朝理、同じく越久間切総地頭尚真第四王子朝福、今帰仁間切総地頭の尚真第三王子がいる。⁽⁸²⁾そのほか、三司官ではなかったが、やはり尚清王代に、那覇大筆者・黄冠、後に今帰仁惣地頭に任職したとされる栢姓一世(国吉家)良正(『家譜資料』四)、尚円・尚真時代に東風平間切総地頭職についたと記される、東開極東風平親方(その二世は三司官)もいる。ここで注目したいのは、「総地頭」を含めて、特別な理由により褒賞として土地を下賜されたという例が家譜その他に記録されていることについてである。

次にその具体例をみてゆく。

(a) 「東姓家譜」

元祖は尚円・尚真時代に東風平間切総地頭職にあったという東開極東風平親方について、尚真時代の嘉靖三年（一五二四年）の、次のような内容の辞令書が伝えられる。崎山邑（畿内三間切中の南風原間切首里殿内の管轄内―筆者）に三貫五結の宅を賜い、永く子孫に伝え、万民侵すべからずの宝印を頂戴し、移居して後に菜園とした。万曆三十八年（一六一〇）に、菜園地並びに仕明田畑は、屋宜五良と名付けられ、始めて請地とした（『家譜資料』三、『家譜資料』一）というものである。この辞令書については、その他の辞令書と内容・形式ともに異なり私的ニュアンスをもち、知行地の安堵、土地売買とそれに伴う辞令書の書き替えについての内容をもつことが指摘されている。⁸³「請地」とは「元文（二七三七―五〇年）検地以前、村が疲弊して百姓が耕作できなくなつたとして取り上げた百姓地を士族へ払い下げた土地で、売買・譲度・質入れ可能な私有地」という。⁸⁴この史料が伝えるのは、東姓元祖は、東風平間切（真和志間切）総地頭であるとともに、別に、嘉靖三年に崎山にも特別に土地を与えられた者であったということである。この記述によれば、崎山の土地が「請地」とみなされたのは後世のことであったが、東姓の子孫はこの土地を一五二四年以降継続して所有していたことを意味する。

(b) 「向姓湧川家譜」

「向姓湧川家譜」(『家譜資料』三)によれば、湧川家一世は越久の総地頭であり、家譜序は、同家の、天人女房譚と結びついた「請地」の歴史を伝え次の二説話をむすびつけている。茗莉子メカリスの来歴は『神道記』による、として記載しないが、同書の天人女房譚は天女(弁才天)と目軽翁子の出会話を語るものであり『由来記』(巻十一の三七)はこれを引用する。もう一つは『由来記』(巻一二の三八)の、尚真王時代に真和志間切の「請地」を拝受したという、目軽子メカリスと天人女房の説話であり、次のようなものである。農夫目軽子が天女と結ばれて生まれた娘が尚真王夫人となり、佐司笠按司加那志を生んだ。その栄誉によって農夫は「請地」と「浮織冠」を特別に与えられた。「請地」は後に、外孫佐司笠按司加那志に受け継がれた、というものである。この天女も、二説話の関連からいって弁才天とみなされたと読むのが自然であろう。注記として、佐司笠按司加那志は、湧川親雲上朝略の先祖にあたる向姓美里王子朝易に嫁いたので、佐司笠按司加那志は、湧川親雲上朝略の外鼻祖に当たる、と記している。朝略(一六九〇年)は、向姓湧川家の家譜序を記した朝喬の父である。

注目したいのは『由来記』が、真和志間切安謝村のこの土地の麦・稲四祭の時に、朝略が、シロマシ・五水五合を供えたことを記していることである。家譜によれば、十一世朝略は家統を継いで、湧川親方(越来を改名)の総地頭であった。『由来記』は、本拠である越来間切の儀礼への関与については何も記さないが、「請地」において朝略がどのように農耕儀礼に参加していたかを記述しており、家譜の序で強調するのも、「請地」に関することである。真和志間切にある「請地」が、湧川家に

とって重要な土地であったことを示している。「請地」は近世の名称であったとしても、東姓と同様に、尚真王代頃に、近世期の「請地」のような特別な土地をもつ者のいたことを示す事例であろう。

(c) 王農大や

尚清王時代に那覇港右岸の三重城を築造した、わうの大や(王農大や)にも後の請地との関わりが伝えられている。三重城は、那覇港防備のために、一五五四年築造の対岸のヤラザ森と相前後して、「異族襲来防御」のために築造された北砲台である。『球陽』(二〇九項)によれば、尚清王は、王農大やの地に神の出現があったため、祭祀の目的でその地を訪れ、王農大やの女子真世仁金に会い、後に、王夫人とし、「大按司志良礼」に封叙した。王農大やに嗣子はなく、その家産・田地は悉く外孫尚洪徳公に与えられた。『由来記』(卷二の五九)は、これを「請地(検地名ワウ地)」と記録している。王農大やは、那覇と湧田に拝領地を貰い受けたとも伝えられる。⁽⁸⁶⁾ 王農大やが、後に請地と認められる土地をもっていた理由は伝えられないが、おそらくは、三重城築城の褒賞かあるいは、娘が王夫人となったこと、あるいはその両方であろう。

(d) 「毛姓家譜(座喜味家)」

家譜によれば、七世盛員は、康熙六年(一六六七)に読谷山間切惣地頭に任職した者であるが、康熙二九年の項に、東風平間切の東風平村佐久間地が、成化年間、尚真王代の「請地」であったとして、以下のように記している。佐久間地は、外祖佐久間掟が「請地」として賜ったもの。佐久間掟

は、真和志間切上間の住人で、「国吉尔也」(にや)と称するようになった。度々民を苦しめた大水により破壊した橋の「修橋」と「防水基」工事監督の褒賞として、地頭任職を告げられたが、それを固辞して佐久間地を請い、王に認められたものだという(『家譜資料』三三)。この事例も「請地」が尚真王時代まで遡るものであると考えられていたことを示すものであろう。『球陽』巻三(尚真王)では、鞏固な「防水基」築造を嘉して請地を与え伝家の宝となす、と記している。

(e) 「毛姓家譜(上里家)」

三世盛里(沢岬親方・毛文英)は三司官であり(『由来記』巻二)浦添の沢岬の親方であった。嘉靖四年(一五二五)の「識名沢岬王舅墓之銘」によれば、「公上を補佐し、蒼生を鎮撫し、王舅として渡明した功績により、私館の南に勝地を下賜された者」であった。家譜はその土地について具体的に、「後に墓地を敷名(識名)山に賜る、並びに其の墳所管属の田畑二分を賜り、田の名は珍次良と曰い、畠の名は佐司五良と曰う…」と記している。この田畑を含む土地も、碑文によれば、王舅として渡明した功績によって与えられたものだった。四世は、後述するように、泊里主の子孫でもあり、総地頭であった(『家譜資料』三三)。

(f) 「馬姓家譜」

馬姓糠中城は、大島遠征の際の俘虜の子といい、特別に土地をあたえられ、その子は下級官人から惣地頭・三司官に上った、と伝えている。序では、尚清王の大島遠征の際、虜にして連れ帰った、与

湾大親の子が糠中城掟であり、まず「百次掟職」に任じられた。王は、その人となり⁸⁷を嘉して、特に、上泊（天久の辺りという）「南島風土記」に田宅を賜わり、且首里に移居させ、黄冠も与えたという。「上泊所有田圃、伝為家有者」とあるから、上泊の土地は以後も一族のものであったであろう。この糠中城掟の子が、馬姓元祖馬良詮であり、家来赤頭・門番を経て、嘉靖年間尚清王代に、浦添間切総地頭職となり、尚元王の幼東宮の時にその養父となり、尚元王代に、三司官になった（『家譜資料』三、及び『家譜資料』一）。

(g) 上間大親

本部間切の、シマ名の地頭上間大親は葉壁（伊平屋）の出であり尚円国頭移住の時、上間（現、具志堅）に移居した者であり、長男孟揚清（大里親方宗森）、次男孟元勲（中城親雲上）外、三男があつたという。後に彼らが暴風の中、尚真王巡行を助けた褒賞として上間大親に、今帰仁総地頭任職を示した⁸⁸が固辞されたので、二人の息子を首里に移居させ、上間大親には上間地頭職と比与喜屋の地を与えた。後にその宅は拝所となった、とある（『球陽』一三八項）。

(h) 「阿姓家譜」

尚円王代、成化年間に家来赤頭職にあつた阿姓二世花城親方は、世子を抱いて島添路上にいる侍臣に会いその養父となった。それは占言に従った出会いだつた。阿姓二世は世子の尚真王即位後、首里府金城邑に家宅を賜り、且具志頭間切（南風原間切）花城地頭に任じられた（『家譜資料』三）。これは

花城のシマ名の里主が、国王の養父であったために、金城邑に家宅を賜ったということであろう。

(i) 那覇大アム辞令書

『女官御双紙』は、寡婦、錢氏与那城親雲上の女が国中に「貞女」の誉れ高かったことを賞されて嘉靖年間（一五三二〜六六）に那覇大アムに任じられ、王子の養母となり、那覇士女の頭に任じられ土地を下賜されたこと、その万曆一〇年（一五八二）の二代目の辞令書を掲げている。これは、その土地が五代継承されたことを示す史料でもある。⁸⁸家譜に、古琉球の「請地」についての記述のあることは、「請地」制度そのものが公に成立したのは近世期であったとしても、それ以前から「請地」的な土地のあったこと、特別な理由づけをして与えられた土地のあったことを示すものと推定される。前述の尚円の叔父・叔母（二かや田のアム）の下賜された土地も以後代々うけ継がれたことを記しておりこれも①に入る。

これらの事例を整理すると、

① 特別な理由により下賜され以後も所有したと記すもの（泊里主妻大アム・尚円叔父・叔母・e・f・g・h・i）。

② 下賜された土地であり後の「請地」として記すもの（a・c）。

③ 特別な理由により尚真代に「請地」として下賜されたと明記するもの（b・d）。

特別な理由とは、王の養父であったこと（h）、人体（f・i）、王への奉仕（g・泊大アム）、公

上補佐と渡明 (e)、修橋工事 (d)、であった。『由来記』(巻二、官職位階之事、親方部) は、三司官座敷への昇進の条件として、勲功・御外祖・御外戚・人体を挙げる。これを、i 勲功、ii 王家との近しさ、iii 人体、と言い換えてもよいだろう。王の養父であることも、王家と近い関係にあることであり、泊大アムについては勲功と言い換えてもよいであろう。みてきた、(a) から (h) について言えば、(a) は理由をあげないが、そのほかはこの i・ii・iii に分類できる。『由来記』の言う昇進の条件は、土地の下賜の際の条件としても、一般的に認められるものだったということになる。

家譜等にみられる土地の下賜と請地について、①は、泊里主・大アムの如く、特別な勲功による褒賞として土地を下賜され継続して所有した例、②は、下賜された土地であり、後の「請地」、③は尚真王代の請地を明記する例であり、少なくとも、家譜の成立期にはこのような共通の認識のあったことは認められるであろう。(a) (i) (ii) 二史料の従来の解釈によっても、「請地」的な私有地が、古琉球の時代から存在したと推測してよいことになろう。以上述べてきたことから、すでに古琉球時代に、下賜された、私的な土地を持つ富裕者がいたことを考えてよいのではないだろうか。⁸⁰⁾

特に総地頭と呼ばれる者の多くは三司官でもあり、古琉球の政治の中心にいた者たちであるとみて間違いないであろう。畿内三間切を基盤とする、王府の主要な農耕儀礼を主宰した首里大アムシラレの任職者には、家譜にみると、阿姓 (h) 五世守純 (一五五三〜一六一〇年) の妹、東姓 (a) 五世 (二六一四〜一六九〇年) の母がいる。彼女たちの背後には特別な土地の所有者たちがいたと推定して

よいであろう。阿姓の場合は、王の養父であり、五節句の際の「朝見の供」であったということも大きく影響していたであろう（拙稿ⅴ）。

四 泊里主と鬼大城

(一) 呉姓と毛姓

上述のように、古琉球の王国と奄美諸島との関係については研究が進み、奄美諸島の島々に関わる職務についた呉姓元祖泊里主と毛姓一族との結びつきも指摘されている。⁹⁰ここでは呉姓二世に注目し、また従来職名とされている「王舅」について少しかんがえたい。

成化二年に喜界島を討つて帰国した尚徳王を迎えた大アムとその夫泊里主の話は、『呉姓家譜』『家譜資料』一・三の序ではなく、一世の「紀錄」として記される。⁹¹この話の中心は、長い航海から帰還した王にはまず新鮮な水をと気づいて献上した大アムが主人公であり、その賢くて気のきいた奉仕が勲功であると述べることを目的としているとみられる。『女官御双紙』『由来記』『旧記』もほぼ同じ話を記録している。

「呉姓家譜」は泊里主、呉氏宗重について、元祖里主であるということ以外には、童名と唐名呉弘肇、父母未詳、と記すのみである。『由来記』巻二に、「泊地頭」の職事として、泊と鳥島を掌るこ

と、尚徳代に泊里主呉氏宗重が始めて任じられたこと、家譜がそれを記すこと、当時の職事は未詳、としながらも、大島・徳島・鬼界島・与論・永良部島の年貢を掌ること、後に泊町奉行、泊地頭と名づけられ取次役を兼ねた、と記している。泊御殿については、上記の記述に加えて、「国頭方、西方の船、泊の津に上納積来、公事相勤るによって、役座にて、泊御殿と為名付け由、申伝也」、「旧記」は、同じく泊御殿の項に、この殿に官吏をおき諸島のことを治める、と明記する。鳥島の硫黄あるいは貢納品搬入の港として、はやい時期から、役所や官吏を必要としたのであろう。前述したように、『王朝実録』琉球史料に、漂流民の滞在した「水辺の公館」（泊公館）は、郡邑の官庁のようなものであったと記録されている。おそらくこれが、上記の、『旧記』の記す泊御殿に当たるものであろう。前述したように（注71参照）その職事からみて泊里主は、その役人かその長のような職にあつたと考えるのが自然ではないだろうか。泊周辺の市や倉、その跡地に建てられたという寺院の伝承は、この地域の重要性を物語っている（『球陽』英祖王二一項）。家譜その他によれば、泊大アムの土地は浦添に（並）あつた。

呉姓二世宗義（呉起良、一五二二年）は、尚真時代に、浦添間切中西地頭、次いで具志頭間切花城地頭に任じられた。宗義は、宗重の二男。弘治年間（二四八八―一五〇五年）に浦添間切中西地頭であるとともに紫冠であり、長女（一四八二年生）は浦添王子朝満（尚真王の第一王子）の内室となつたといふ。シマ名の地頭（里主）宗義の娘が浦添王子朝満の内室になり、宗義は王子朝満のために毀壞した

宮殿を改造して住ませたと記される。それを可能にする経済力を持つていたということであろう。宗義が正徳元年に慶賀進貢のため、「王舅」として鄭久や蔡賓とともに渡明したことも家譜は記している（『家譜資料』一）。先述のように、この時代の紫冠は疑わしいけれども、実際に、「王子の舅」として正徳元年、宗義が慶賀進貢のために渡明したことを示す史料のあることについては既に指摘がある。⁹³

又、家譜は、呉氏泊里主宗重の長男宗友の子孫が養子として毛姓四世盛実となったことを記し、呉姓と毛姓（元祖は護佐丸）の結びつきが語られる。

毛姓三世盛里（浦添沢岬親方、唐名毛文英）（一五二六年）は、先に、私館の南に勝地を下賜された者として取り上げたが、家譜によれば、つぎの様な経歴をもつ者であった。正徳年間に尚真王の三司官であり、真玉湊碑文（一五二三年）に、世あすたべ（三司官）の一人として「たるかねもいたくしの大ほやくもい」と記され、王舅達魯加尼として嘉靖年間に渡明した。⁹⁴ その娘「きみとよみあんしかなし」は、「中城王子尚禎公の御妃」（尚清王子尚禎公の妃）であるという。嘉靖元年の王舅のタイトルは、王子の舅として得たものなのだろう。前述のように、昇進の条件の一つとして一般的に、「御外祖・御外戚」があつたけれども、「王舅」は、特に、王の代理、朝貢貿易に出向く使者として最重要の役柄であつたと思われるから、実際に、王や王子の舅であることが求められたのであろう。⁹⁵

四世盛実（尚清代）は、次のような要職を歴任した。嘉靖七年 那覇里主職、同一八年（一五二八

年)自奥渡上之設理、同二年 御物城職、同三年 那霸里主(三度任職)・豊見城間切保栄茂地頭職、同五年 御双紙庫理(『由来記』卷二御双紙庫理の項による)、同四年(一五六一年) 島添大里総地頭。長女真鍋樽は、名護大按司志良礼であり、先述のように、馬姓二世名護親方馬良員の室、五世盛理は奥渡上の設理であった。その掌握地域は奄美島嶼全体と考えられるがその役割は明らかになっていない。これらの記述により、泊里主の子孫たちは、王子や毛氏と結びつきながら、当時の政治の中核で王権を支える一大勢力となっていたことが跡づけられる。

(二) 夏姓家譜の鬼大城について

夏姓家譜の鬼大城は、一五世紀半ば以降の官人の姿を伝承しているとかんがえる。鬼大城(夏居数)は、勝連按司に嫁いだ王女踏揚按司の僕臣として勝連城に赴いたが、天順二年、護佐丸・阿麻和利の乱の後、阿麻和利の中山攻撃の陰謀を知り、夫人を背負い首里城に逃亡。阿麻和利は兵に彼らを追わせる。その際王城で、鬼大城のうたう神歌(御唄)が暴風雨を引き起こし、兵火を滅するとう奇跡を起こす。しかし最初王が城門内に入るのを許したのは、王女阿麻和利夫人だけであり、鬼大城を受け入れたのは、その後の、首里殿内からの神唄の献奏によってであったという。阿麻和利の軍兵は大敗して逃走。王は、鬼大城を大将に任じて勝連を討たせ、その褒賞として、阿麻和利の錦金緞衣装や勝連城門を下賜したという。(それを祝す)諸神の神唄があり、その後居数は、越久親方(越久間切の総

地頭)になったという。

『球陽』や「夏姓家譜」序を含めて、鬼大城にまつわる話に特徴的なのは、首里殿内との結びつきを強調していることである。たとえば、後者にみえる美福門(別名赤田門)は、首里殿内と王城をつなぐ門であり、前者は首里殿内からのオモロ献奏によりはじめて鬼大城は受け入れられたと言っている。これらからみて、この話は、首里殿内の影響力の強くなった時期、おそらく尚真以後の状況を反映したものと推測される。いかにも説話的ななしにも見えるが、この序は軽視できないものを含んでいると思われる。例えば、『球陽』は「首里州の一忠臣」といい、そのひとつは首里を「州」という大きな行政区画でとらえていること、一畿内という区域を意味しているように思われる。もうひとつは、鬼大城のもつ、僕臣としての、原初的な官人の特徴を伝えていることである。王女の付き添い・護衛などの家政的な奉仕や、神唄を歌って暴雨を降らせるなどの呪力を持つこと、又、王命により大将として阿麻和利を討つなど、兵士の長としての役割を持つ事などであり、かたられるその職事はヒキ役のそれに重なり、官人とオモロの結びつきも示している。「ももとふみあがり」のオモロをうたったというのがここに王女踏揚按司とオモロ歌唱との直接の関係は語られていないことにも注意すべきであろう。『女官御双紙』下は、踏揚按司を「三十三君」のうちに入れており、オモロ解釈の通説は、これらの王族女性を神女と解釈し、オモロをうたい、オモロにうたわれる対象でもあるというオモロと直接的関係をもつ人々と考えている。しかしここで語られているのは『王朝実録』琉球史料の

記録する、神唄をうたう官人に通じる、王の身边の侍衛などを役割とする原初の官人とオモロとの結びつきである。なお、「首里殿内からのオモロ献奏」の記述の背景には以下のようなことが考えられる。例えば『由来記』は、前述のように、首里王府のミシキョマ儀礼は首里殿内で行われること、南部行幸も首里殿内の首里大アムシラレ主導によるものであること、その際には路地歌（オモロ）がうたわれたと記し、それと推定されるオモロも二二巻に収録されている。首里殿内とオモロの関係を強調したのはこのような状況を反映したものではなからうか。

五 大アム・アムの由来譚

前述のように里主や総地頭がアム・大アム・大按司志良礼と一組になって語られている例がある。それ以外に女官についてのまとまった史料といえるのは『女官御双紙』のみである。同書は、三平等の大アムシラレについて、「首里王府中の士女が勤める」として、里主との結びつきを述べており、又同書禁中女官の項では、「あこむしられ」について、前代の御鎖の側以下の諸士の婦女人の名称であったこと、又、「段段夫の（位）に準」といい、女官の夫が官人である場合、妻の地位は夫のそれに準ずるといつている。禁中女官の項は、(南殿)書院と大庫理などに詰める大庫理のアムシラレ・真南風のアムシラレ・作事のアムシラレ・よたのアムシラレなどの職名を記録する。正殿百浦添の階

上に位置する大庫理には玉座があつて、火神を祀り、その階下が下庫理とよばれるヒキ官人の詰所であつた。正月には、大庫理で、七社とも関係する聖家の祈祷が行われ、当衆（ヒキ系官人）もここで行く勅書迎（『由来記』巻一、五三）に加わつた。又ここは女官や大アムシラレの代相・任職儀札や君々（王族女性）の玉改を行う場でもあつた。尚清時代の大美御殿の築造によつて、妃以外の王夫人・君々・女官の地位が確立し、王府儀札のなかで、年忌などの仏事に係わるといふ役割分担も明確になつたのであろう。このような状況のなかで、尚清王時代頃に、彼女らは王家との関係をさらによめて政治的な力を得ていったと推測される。先に述べた、わうの大やの娘と那覇の大アムの話は、尚清王時代の「王夫人」と王子の乳母に関するものであり、この時代の那覇港防備に寄与した新しい実力者と王周辺との関係を具体的にかたる。

（二）わうの大ひや（王農大や）についての伝承

王農大やは、尚清王代の、那覇港右岸の三重城を築造した人物といわれている。三重城は、那覇港防備のために、対岸の一五五年築造のヤラザ森と相前後して、異族襲来防御のために築造された北砲台であり、ワウノ比屋城ともよばれる（『由来記』巻八、二・三項）。ある口碑伝説によれば、中国生まれの王農大やは、父を尋ねて琉球に渡り、湧田根神殿内から妻を貰い住みついた。尚清王は巡行の際、大親の家に立ち寄り、その娘のもてなしに心を動かされ、夫人として王城に召し、大按司志良礼

真世仁金と号させた。王農大やは那覇と湧田に拝領地を貰い受けて子孫も繁栄した、という。これも、その特別な奉仕の勲功によって王夫人となったという例である。「だれも口をつけていない、茶碗の欠けたところからお上がり下さい」という意表をつく、機転のきいた娘の応対ぶり、欠けた茶碗も云い方次第で王を感動させることの面白さ。一方で、王の帰途に心を配り、自宅に火をつけてまで帰路を明るくして王を助けるその奉仕ぶり、それが勲功であったと言っている。⁹⁷『球陽』(二〇九項)によれば、王農大やに嗣子はなく、その家産・田地悉くを外孫尚洪徳公に与えたという。王農大やの女は、先述したように、尚清王夫人となることにより、その子がのちに私有地となるような「請地」を相続したと記されている。「大按司志良礼」とは、『女官御双紙』によれば、御手懸や夫人の呼び名であるが、別の箇所では「大あんししられ」を「大あむしられ」と呼んでいる。つまり、三重城築造者の娘が尚清夫人となり、女官と同じく大あむしられとも呼ばれる者でもあったことが推測される。そしてその三重城自体が、後述するように、那覇大アム以下那覇周辺の女官の祈願の対象になったということであり当時三重城のもっていた重要性を示すものであろう。

(二) 那覇・泉崎・楚辺・久米村の大アムの由来―那覇周辺の大アム―

尚清王は、嘉靖年間に、未亡人と那城おやくもいの女、真牛金を禁中に徴し、王子の養母とし、且つ那覇の士女、泉崎・祖(楚)辺大アムの頭として「那覇の大アム」と称させ、地所を下賜したとい

う。前述のように、『女官御双紙』は万曆十年（一五八二）の、二代目大アムの辞令書を掲げている。その職事は、祖辺や泉崎の大アムと同じであり、肝要な祝儀には、真壁大アムシラレと宮古・八重山大アムの取次役を勤めること、という。

那覇大アムの祈願の対象は、①硫黄城イベ ②つきは御蔵御イベ ③前の蔵イベ ④王農大や（わうの大ひや）おイベ（三重城）。つまり、硫黄城・倉・王農大やのイベが対象となっている。那覇の硫黄城について『由来記』（巻八、一三）は硫黄を格護する場であり、「海賊襲来に備え、番頭とて兵士あり」と記している。「番頭」とは、ヒキは三番に分かれていることから「三番出仕」というが、その「番」であり、ヒキが常駐していたのだと思われる。以下に挙げるように、久米村の大アム以外、泉崎大アム・祖（楚）辺大アムは那覇大アムと同じ祈願対象をもつ。泉崎大アムの祈願対象は、①硫黄城イベ ②つきは御蔵御イベ ③前の蔵イベ。④わうの大ひやおイベ（三重城）。祖（楚）辺大アムは、①硫黄城イベ ②つきは御蔵御イベ ③前の蔵イベ。④わうの大ひやおイベ（三重城）。久米村の大アムは、いるい大アム・アカルイ。

大アムシラレ・大アムたちのもつ、王城の王夫人あるいは王子の養母となるという由来話は尚清王以降のことであり、この大アムたちの任職もこの頃と推測してよいと思われる。那覇周辺の大アムの特徴は、上記各大アムの由来話やその祈願対象に表れている。久米村を除く、各大アムの話は三重城築造者王農大やと関わり、祈願対象を、とくに一六世紀半ばに在世した王農大やをイベとして、旧来

の土着の信仰形態に従って名付けて祀ること、その他の信仰対象硫黄城イベ・蔵のイベなどもきわめて現世的・現実的であるのは興味ふかい。彼女たちは、『女官御双紙』によれば、尚清代には行われていたと推定される、首里王府の年忌儀礼に、大アムシラレの取次によって参加していた（拙稿vi）。大アムシラレの重要な職事の一つに、王国の村々のノロの統轄があり、全島に及ぶ力をもっていたといわれている。⁸⁸漂流民の見聞から約一世紀を経た、『王朝実録』琉球史料一五四六年の朴孫の記録に「女に官職あり。凡そ女政は皆、女官において決す」とあるのは、このような状況を反映したものと思われる（拙稿vi）。那覇の大アムたちの活動は、この時代の大美御殿築造に象徴される、王夫人や高位の女官の地位確立とも結びついていると考えられる。『女官御双紙』は、一七世紀末から一八世紀初めの首里大アムシラレ・真壁大アムシラレ・儀保大アムシラレの任職について平等所（断獄之庁―『由来記』卷二）の関わりがあったことを記録している（二七・三六・四〇頁）。首里大アムシラレの宗教的な背景は、首里城各所にみられる火神信仰、所轄内の弁嶽弁才天に象徴される民間仏教的な信仰であったとみられる。

おわりに

小稿は、琉球王国では一五世紀半ば頃（前期）から畿内制的な特徴をもつ種々の儀礼が行われてい

ることを具体的にみて検討してきた。これらからみて、尚真王代の碑文の記述するように、一五世紀半ば頃から畿内制に基づいた政治が行われていたとみてよいのではないだろうか。

前期にすでに、ヒキの前身といえる官人の組織があり、尊卑の別を示す朝官（官人）と邑長や王による儀礼、貢納儀礼（共食の儀礼）や賓礼が行われ、葬礼では王とそれ以外の者との葬法の差のあることを示していた。夏世家譜では、尚泰久時代の鬼大城は初期の官人として軍士であり、呪術的性格をもつおもしろをうたう者であり、家政的役割を果たした者として捉えられていた。ただ、前期の『王朝実録』琉球史料に周辺の「畿内」的な地域についての記録はない。

後期（尚真王以降一七世紀初頭まで）の王城儀礼に関しては、儀礼研究の基本三史料、一八世紀成立の『由来記』『旧記』『女官御双紙』だけではなく、ヒキを記述する一六世紀の碑文、家譜そして『おもしろさうし』の稲二祭、とくに収載するキミテズリ儀礼のおもろは他の儀礼との関連を示すものでもあるために、この時期の王城儀礼の実態のおおよそを推測できるとかんがえる。

後期に儀礼の構造は一変したが、稲二祭の一部には前期儀礼の継続がみとめられる。後期の王城儀礼のうち、稲二祭や九月のミシキヨマ（五穀のための祭祀。春の初穂祭をへて九月に麦種子の結願として儀礼を行う。雨乞儀礼とともに行うこともあった）は、畿内三間切からの稲穂・麦穂の献上など、畿内を基盤とした儀礼となっていたことを示している。主宰者は畿内三間切の大アムシラレと城外で協力する里主であり、首里大アムシラレが他の二大アムシラレを率いて行うものであった。稲二祭の一部とし

て行われる前期儀礼の継続とは、王とヒキ官員のみによる下庫理の儀礼であり、その場がオモロ歌唱や畿内三間切の稲穂献上の場であり、畿内制に基づいた儀礼であったことを示している。ミシキヨマは城外の畿内三間切内各殿内で行う儀礼であった。首里殿内では、王と聞得大君が呪術的な所作を行い、そののちに首里大アムシラレ同行の南部行幸を行った。この首里殿内のミシキヨマを『由来記』は「王城之公事」として記録しており、後期儀礼としての、この儀礼の新しさと首里大アムシラレのもつ力の大きさを示している。

後期の王城儀礼のもうひとつの特徴は、ヒキ役の行う物参りであり、四度物参りと百人物参りの二種があった。ヒキ（その前身・ヒキ系官人をふくめて）は、前期・後期を通じて官人として儀礼の基礎的な役割をはたした。ヒキの組織は、有事の兵士、渡唐船の乗員・祭祀役、城内外の工事に携わるといふ多様な職掌をもつほか、オモロと直接的な関係をもつことを示していた。従来南部行幸を除いては、上記の古琉球の王城儀礼に関しての基本三史料にもとづく考察は十分に行われてこなかった。小稿を通じて古琉球の王城儀礼の実態を、現在の一般的な理解、王城の儀礼を聞得大君を頂点とするピラミッド型組織のみで説明するのは困難なこと、物参りを行うヒキとヒキ系官人の役割をみるべきであることを示すことができたと思う。かれらがアムシラレなどと共に儀礼を行ったことが具体的に示されていた。

また近年の日本古代の歴史研究は、宮廷を中心とした儀礼は男女一組で行うのが常態であり、武力

を構成する舎人は軍事だけでなく、宮廷の雑仕を行い、後に衛府に属して王宮儀礼に参加し、神楽や奏楽にも携わったことを指摘していた。琉球王国においても同様に、ヒキ（その前身・ヒキ系官人をふくめて）と軍事の関係、王城祭祀への参加、呪術性をもつオモロとの直接的な関わり、王城の雑仕との関係を示していた。双方の侍女のもつ特徴やその辿った歴史にも共通するものがあつた。

前期・後期を通じて、琉球王国では神罰にかかわる祭儀が記録されている。その参集者に巫や聞得大君などを含むことからみて、いわゆる聞得大君を頂点とするピラミッド型の組織の関与を推測してよいであろう。前期の「神堂」の記録、後期の陳侃や『神道記』の記す記録は、王による刑罰（官員も同座）とも関連する事を示しており、この祭儀は、畿内制の持つ特徴の一つという、畿内の監察に関連するものだったのではないかとかんがえる。

後期の王城儀礼の主宰者首里大アムシラレなどの背後には里主階層があり、辞令書はかれらについてかたる史料である。里主（多くは近世の称呼地頭とよばれる）には大やくもい・大屋子等の区別があることが指摘されているが、小稿の注目したのは、家譜にみえる、総地頭と呼ばれた者の記録や、勲功や（王）の外戚・人体など特別な理由によつて褒賞として土地を下賜された者たちの記録である。土地を下賜されたのは、東姓・馬姓・向姓湧川家などであり、尚真期前後から総地頭と呼ばれた者のなかに多いが、それ以外に三重城の築造者王農大屋や毛姓一族、呉姓泊里主の妻で大アムの元祖や尚円の叔父叔母もこのうちに入る。一六世紀後半以降、首里大アムシラレを出したのは阿姓・東姓な

ど、この階層からであった。首里大アムシラレは、王の養父あるいは下賜された特別な私有地的な土地をもつ富裕者一族のなかからでてきたことが推定される。

後期の王城儀礼はこれらの背景をもつ首里殿内の首里大アムシラレ主導のもとに行われたものであったが、それを下から支えるのは物参りを行うヒキたちであったとかんがえる。ミシキヨマを『由来記』や『女官御双紙』が「百人物参り」と呼ぶことにも示されているように、この儀礼の本質に関わる部分を担う官人であった。オモロ歌唱は、御唄役の成立まで、ヒキの担う職能のひとつであったとかんがえる。

儀礼研究は政治史のひとつの側面として扱うべきであり、儀式研究を行う意味のひとつは儀式の分析を通じて、その背後にある政治体制の特質及び変化に迫ることができるという点にあるといわれている。⁹⁹ 小稿について言えば、後期儀礼の大きな構造変化に着目して、家譜を検討することにより、里主や大アムたちとくに総地頭の中に、特別に下賜された土地を継続して持つ者や王家への近しさなどから優遇された者たちのいること、土地の下賜には昇進の際と同様の条件のあったことや、その後のかれらの職歴や活躍を知ることができた。かれらの存在と政治的活動が後期の特徴であり、後期儀礼に変化をもたらしたものであるとかんがえる。一方、ヒキの組織が里主所の里主の母体であること、辞令書などの史料は示しており、さらに王城の諸儀礼の考察によって、ヒキの構成員やヒキ系官人は物参りを行う者として、里主や大アムシラレに従う人々であることが明らかになる。儀礼の構造の

みでなく、当時の畿内や王城周辺に居住する者たちの人間関係もより深く理解することが可能になる。

付記

非力をかえりみず、「畿内制」という、身の丈に合わない問題をあえて取り上げたのは、これが混沌として見える一五世紀半ば以降の琉球王国社会の考察や今後の『おもろさうし』研究の手掛かりになるにちがいないと考えてきたためである。おもろ歌唱者への関心から、一六世紀前後の社会の構造、歴史を知ることの必要を痛感して学ぶなかで、尚真王代の碑文や『王朝実録』琉球史料にふれ、畿内制の論文に出合って諸儀礼への関心につながった。云うまでもなく一つの試みに過ぎず拙いものではあるが小稿が今後の研究の踏み石にでもなれば幸いに思う。

【註】

(1) 西本昌弘「畿内制の基礎的考察―日本における礼制の受容―」(『史学雑誌』第九三編第一号、一九八四年)、のちに『日本古代儀礼成立史の研究』(塙書房、一九九七年)に収録。

(2) 高良倉吉『琉球の時代』(筑摩書房、一九八〇年)、『琉球王国の構造』(吉川弘文館、昭和六二年)、生田滋「対外関係から見た琉球古代史」(『南島の稲作文化』所収、法政大学出版会、一九八四年)、『那覇市史、通史編第一巻、前近代史』(一九八五年、那覇市)、高橋公明「琉球王国」(岩波講座日本通史第一〇巻、一九

九四年)、入間田宣夫・豊見山和行著『日本の中世五、北の平泉、南の琉球』(中央公論新社、二〇〇二年)、新里恵二・田港朝昭・金城正篤著『沖縄県の歴史』(山川出版社、一九八九年)、豊見山和行編『日本の時代史一八、琉球沖縄史の世界』(吉川弘文館、二〇〇三年)。矢野美沙子「王統交代期の首里王府について」(『南島史学』七三号、二〇〇八年)、『沖縄県史』各論編三「古琉球」(二〇一〇年)。

(3) 池谷望子・内田晶子・高瀬恭子編訳『朝鮮王朝実録琉球史料集成』訳注篇(榕樹書林、二〇〇五年)。

(4) 従來說による近年の主な論考として、宮城栄昌『沖縄のノロの研究』(吉川弘文館、昭和五四年、一一〇・一二八頁)、倉塚暉子『巫女の文化』(平凡社、一九七九年、一八頁)、『日本民俗学大辞典』(一九九九年)聞得大君の項。注2の豊見山和行氏著書二四九頁。島村幸一「『おもろさうし』と琉球文学」(笠間書院、二〇一〇年)、安達義弘氏の「国家儀礼と地方儀礼―琉球王府の王城作物儀礼をめぐって―」(『哲学年報』四七輯、昭和六三年)は王城稲穂祭の祭儀次第を辿る詳細なものであるが官人のかかわる下庫理の儀礼には考察が及んでいない。伊從勉氏の『琉球祭祀空間の研究―カミとヒトの環境学』(中央公論社美術出版、平成一七年)は、主に近世以降の新しい史料を加えた稲二祭の詳細な論考をふくむ。

(5) (1) 東恩納氏説。三間切(真和志・南風原・西原)を直領地・畿内とし一七世紀に整理縮小して「三平等」とよんだこと、縮小後も三間切は大美御殿に直属し、王家の名島も三間切名寄帳(一六二九年成立)から選定するなど、三間切を特別な地域とみる意識は長く続き、三間切と三平等とは同一に扱われたこと、取納座の前身七代官の制度(一六六〇年以前の制度)にもこの区分がみられ、首里代官の担当はこの三間

切であること（『南島風土記』八一・八四頁）。（2）伊波普猷氏説（『沖繩考』『全集』巻四、四六一～四六八頁）は東恩納氏説を継承したが相違点は、東恩納氏説の三間切行政区に先行する祭祀三分制と祭祀組織（オナリ神信仰を基礎にしたピラミッド型の組織）を推定したこと（『孤島苦の琉球史』『全集』巻二所収、二〇二頁）、オモロの「みしま」などの語を通じて、三山時代の儀礼の残存を見られたが（『沖繩考』『全集』巻四、四六二頁）、関心は「畿内」から離れた。（3）池宮正治・豊見山和行両氏説は、地域分け（『新琉球史』古琉球編、二一六～二一八頁）に相違はあるが概ね伊波氏説の祭祀の三分制とオモロ解釈を受け継ぐ（注2の豊見山氏著書二五四頁）。（4）筆者は東恩納氏の畿内三間切はひとまとまりとして近世まで機能したという解釈、伊波説のオモロの「みしま」＝畿内三間切説に賛成し、小稿は畿内三間切と王城祭祀との直接的関係を述べる。オモロの「みしま」を伊波普猷氏は三通りに解釈。みしま＝三間切説はそのひとつ（『沖繩古語大辞典』参照）。ただ同氏の下記の二解釈には従えない。①オモロの「あがるいのみしま」が第一尚氏時代の根拠地佐敷・知念・玉城を指すという説。②全沖繩（国頭・中頭・島尻）をさすという解釈。①は『おもろさうし』の「あがるい」を東方とみる説。古語に東（ひがし・ひが）西（にし）があり地名に残りアガルイより古い語とみる（『沖繩古語大辞典』補説）。くわえて、筆者はアガルイを古くは「上方」を意味したとみて「あがるいのみしま」とは、天界に投影された、地上世界のみしまとかんがえる。オモロの「あがるいのみしま」（七九四）はこの一例のみでその対句は「てだが穴のみしま」。オモロ・歌謡に「あがる」（上がる）の意の語がみえ、クエーナに「あがり世にのぼる」などともあり、「あ

- がるい」は「上方の辺り」の意と理解できること。対句「てだが穴のみしま」は久米島のオタカベで天界を指していることなどからである。「てだが穴のみしま」を対語とする例は久米島と王城オモロに多い（拙稿Ⅷ）。伊波説の②にはとくに説明がなく、池宮・豊見山両氏説は「みしま」に言及しない。ただ池宮正治氏の調べでは『おもしろさうし』はこの三間切と大里・東風平両間切のオモロを収録しない。それは三間切を同書が「みしま」と総称しているためではなからうか（拙稿Ⅳ）。
- (6) 石上英一「琉球の奄美諸島統治の諸段階」（『歴史評論』二〇〇〇年七月号、六〇三号）。
- (7) 田中健夫訳注『海東諸国紀』（岩波文庫解説）及び『朝鮮王朝実録琉球史料集成』の刊行によせて（注3の訳注篇所収）。同氏「琉球に関する朝鮮史料の性格」（『中世対外関係史』（東京大学出版会、一九七五年、二九九頁）。
- (8) 史料説明の多くは注3の『訳注篇』に依っている。
- (9) 注3の『訳注篇』一二四頁。
- (10) 『南島風土記』（八五頁）、注2の『那覇市史』（二二六頁）、豊見山和行氏著書（二五九頁）では「五日毎の交替制や（総理）者の存在などは近世期における三番出仕制の原型であろう」といわれる。
- (11) 石上英一氏は東恩納寛惇氏の、「甘隣伊伯也貴」の伊伯也貴を「大屋子」とする解釈（『黎明期の海外交通史』昭和一六年、六二頁）を引き継ぎ、「甘隣」は笠利の音訳かとされ、琉球国人「笠利大屋子」が笠利に来ていたのは、琉球国王弟が岐浦島（鬼界）征伐のために駐留していたからであり、当時奄美大島地域が、

琉球の鬼界征討軍の駐留地となっていたと推測される(注6の論文)。注2の『日本の時代史』三四頁。

- (12) 近年、『海東諸国紀』所収地図と同系統の地図『琉球国図』(沖縄県立博物館所蔵)の比較研究に進展があり、後者は近世期の作成であるが、原図とされる道安図により近い特徴をもつことがわかってきた。又近年の発掘調査は首里城の内郭については一五世紀前般から近世までその基本構造は殆ど変化していないと報告しているという(安里進「大宰府神社旧蔵琉球国図にみる一五世紀の琉球王国」『浦添市立図書館紀要』一五号、二〇〇四年、八六頁)、上里隆史・深瀬公一郎・渡辺美季「沖縄県立博物館所蔵『琉球国図』」『古文書研究』六〇号、二〇〇五年)。

- (13) 安里進「グスクと王権」(『新沖縄文学』八五号、一九九〇年)。

- (14) 『沖縄大百科事典』「帕の制」。豊見山和行氏注25著書(五〇頁)に衣服による身分表示についての考察がある。

- (15) 外見は三層で内部は二層と推定されている(注3の三氏共著書『アジアの海古琉球』、榕樹書林、二〇〇九年、一六一頁)。

- (16) 久米島は水田耕作が盛んであり一五世紀半ば頃には、それまでの谷底型の零細な水田とは異なる新田が開拓されていたという(小川徹「久米島民俗の基盤」『沖縄久米島』、弘文堂、昭和五七年、二四四・二八四頁)。同島は宮古八重山への渡航の窓口でもあり、その通交範囲の広さは一六世紀初めの八重山征伐以前の宮古・八重山との棚船による通交にも示されているとかがえる。十八世紀の「仲里間切公事帳」は二棚

船・四棚船を間切用船として管理したことを記す（拙稿viii）。

(17) 東恩納寛惇『南島風土記』八五頁。与世永家文書（一七二七年成立、池宮正治『琉球文学論の方法』（三一）書房、一九八二年、七五頁に収録）。この辺りが後のヒキの詰所であろう。

(18) 一六世紀の辞令書は、酒以外の献上にも桶を用いる慣習があった事を記す（矢野美沙子「辞令書から見る古琉球社会」〔『日本史攷究』三三三号、二〇〇九年〕）。

(19) 東恩納寛惇氏は「農歌とはおそらくオモロのことであろう」といわれた（申叔舟の海東諸国紀に見れたる琉球国図について）〔『史学』一六卷三三三号〕。

(20) 伊波普猷氏は沖縄の葬制について、風葬の民俗や上記の史料を含む陳侃の使録などに基づいて詳しく考察された（『南島古代の葬制』〔『全集』巻五所収、平凡社〕。『那覇市史』通史編第一巻第二編四章「葬礼」（前近代史、昭和六〇年、二二三二頁）は『王朝実録』琉球史料・『海東諸国紀』の葬礼記事から、その変遷を辿る。

(21) 『那覇市史』（資料篇、第一巻3、一三三頁）。

(22) 盆行事については赤嶺政信「古琉球の盆行事をめぐって」（注2の『沖縄県史』各論編三「古琉球」三六一頁ほか）参照。『岩波仏教辞典』、『神道記』巻四の記す十三仏事はこの十仏事から発展したものであり、二つの記事の関係が問題になる（拙稿xi）。

(23) 注2の『日本の時代史』二五頁。

(24) 真栄平房昭「琉球の国家儀礼と王権」(『新沖縄文学』八五号、一九九〇年)。ギアーツの論文を引いて同氏は「国家の行うさまざまな儀礼は形式でなく支配統治と密接に結びついた本質的実体であり、王あるいは支配者は国家儀礼を行うことによりその権威と権力を国家全体に示す」(『琉球国王の冊封儀礼について』「沖縄の宗教と民俗」一九八八年、第一書房、一六八頁)、と記された。

(25) 伊波普猷「中世における沖縄と道之島との交渉」(『全集』巻六、五八四頁)。小葉田淳『中世南島通交貿易史の研究』(刀江書房、六一・六三頁)。東恩納寛惇氏は、「水辺の公館」は天使館(那覇)を指す(注19論文、一八頁)、豊見山氏は、梁成は那覇転送(『琉球王国の外交と王権』二〇〇四年、吉川弘文館、五〇頁)。「沖縄県史」(通史編、古琉球、第四部一章、深沢秋人、二〇一〇年)は、この公館は、那覇の浮島か親見世あるいは別の場所(四九九・五〇〇頁)とみる。

(26) 注3の『訳注篇』二二六頁。

(27) 尚真王代碑文の畿内制の記述は実態を反映し、前期の畿内の区域は中城間切を含み、後期は三間切(真和志・南風原・西原)であること。官人制度ヒキの確立と内実は、碑文や辞令書・家譜・「おもろさうし」・オタカバなどから推定可能であること。尚清王頃から本格的に稲穂・大祭やミシキヨマ・雨乞も畿内を基盤として行われたこと、王府麦穂・大祭及び稲穂・大祭には、畿内三間切から各々麦穂八結及び稲穂を内原に捧げたこと。オモロは原初的な官人ヒキと密接にかかわる歌謡であること、ヒキの主な構成員は久米島出自の俘虜であり、王府の祭祀儀礼に関わり、同島との関係を保ち続けたと推定されることなどをのべ

た(拙稿iv・i)。

(28) 『金石文 歴史資料調査報告書V』(一九八五年)。塚田清策『琉球国碑文記の定本作成の研究』及び別巻第一巻東恩納本甲・別巻第二巻東恩納本乙本(昭和四五年、学術書出版会)。

(29) 但し「秦」は東恩納甲・乙本による(拙稿i)。秦の時代には王畿が定められ爵も制定されていたという(注1の西本昌弘氏論文四七頁)。

(30) 高良倉吉「王府組織の展望」(『新琉球史』古琉球編所収、一七五頁)

(31) 注2の『那覇市史』一二六頁。

(32) 「ヒキという語はトカラ列島を除く全島弧にみられ、語義は一貫して父系を辿る親族」(小川徹『近世沖縄の民俗史』弘文堂、昭和六二年、七三頁)。高良倉吉『琉球王国の構造』一〇六―一二〇頁。伊波普猷「古琉球のヒキ制度について」(『全集』巻九所収、同氏「沖縄歴史物語」巻二所収)、仲原善忠氏はオモロのなかに、兵士の組織ヒキと結びつく役名を探ろうとされた(『田名文書におどろく』『全集』巻二所収、五八・五八八頁)。「沖縄大百科事典」ヒキ・ヒキの勢頭の項、「三番出仕」については、注2の豊見山氏著書二五七頁参照。

(33) 注2の『那覇市史』一二六頁。

(34) オモロは王の出御・行幸の歌謡としても伝えられ、知念・玉城行幸時の路次唄であることを強調する(『由来記』巻一の八、巻四の二五)。「王朝実録」史料の「農歌のような歌」とは、「ちにや、まけな、いきや

る、すぢや、おてが、なみしく、いくまちへ、こかせ…」(一三〇〇)に類した轎夫のうたかと推測される。『混効験集』は、「なみしく、いくまちへ、こかせ」を「首里天かなし美御前むかし東の幸行の御時、知念安座真の渦などにて御轎夫が潮をけやげけやげ御轎をおしやげて行事なり」(轎夫が行幸の時、渦(入江)で轎を担ぎ、押し上げて、波を蹴上げる)と説明している(池宮正治『混効験集の研究』(第一書房、一九九五年、二八〇頁)。このようにおもろには、ヒキ役の下位者の視点でうたうものが多く含まれているとかんがえる(拙稿ii)。

(35) 注2の『那覇市史、前近代』(一二七・一二三二頁ほか)、『沖縄県史』各論編三、古琉球第一部六章(一三七頁、安里進、二〇一〇年)は、この頃王による裁判が行われたとする。

(36) たとえば、「あまみきよが真細工首里もりけらへて：おきやかもいにみおやせ」(二四〇)とあり、尚真王とアマミキヨ神話(天帝の命によりアマミクが鳥々をつくり、辺土の安須森：知念森・サイハ・玉城・久高・首里森などをつくりつぎに国王・諸侯・百姓・君々・祝々の祖を生み、守護の神々が出現した。アマミクは数種の天から得た数種の穀物の種を久高に、稲は玉城に播いた。春に麦、夏の始めに稲が実るので天神地祇に祭祀をおこなった。…『中山世鑑』)と王城の農耕儀礼はふかく結びついている(末次智「祭式・神話・歌謡」(一)、奄美沖繩『民間文芸研究』一〇号、昭和六二年、二九頁)。

(37) 「真珠湊碑文」(一五二二年、尚真王代、またま橋竣工の際の「まうはらい」儀礼を記す)や「かたのはな碑文」(一五四三年、尚清王、弁の嶽参道補修工事)、添継御門南碑文(一五四六年、城と首里殿内を結ぶ

添継門（継世門）完成記念）、「やらざもりくすくの碑文」（一五五四年、尚清王、那覇港防御の建造記念）にはあくかへたちも、石垣を積み松を植えることを記し、前者三碑文には、「家来赤頭・里主部」などが御拝したことも記されている。

(38) 岩波文庫訳は按司襲いを国王ととるが、按司襲いは国王のみでなくおもしろ歌唱者をさす場合のあることを述べた（拙稿¹⁾。

(39) 二二巻収録の「みおやだいりおもしろ」の稲穂・大祭や行幸オモロについて伊從勉氏は（注4著書六六七頁の注一三〇、六五五頁の注四八）①聞得大君サスカサなどは王族神女であること、②稲二祭おもしろは本歌の文脈を無視した短縮形であり、その成立は遅いと推定された。筆者は、①サスカサ・アオリヤへ・センキミなどの「みおやだいりおもしろ」は、用例からみて尚真王代成立と推定されること、キミテズリの項で述べたように私見では、これらは久米島出自のヒキの大神、あるいはその憑依者のおもしろであり、これらが下庫理でヒキのうたう歌謡としてふさわしいものであること、②については、「みおやだいりおもしろ」が、尚真王、尚清王、またその時代の儀礼キミテズリと関係をもつこと、また尚真時代に確立した創世神アマミキヨ神話のうたわれている点、その本歌についても、尚真王とアマミキヨ神話にいう首里森またま森・サイハ・知念・久高をうたい（二四二・七二二・三四九その他）、首里殿内に通じる新城門、継生門や、「みしま」など、後期のあらたな儀礼の特徴をつたえるものがあり、稲二祭やミシキヨマ施行の初期に歌われ始めたとみるのが自然とかがえる。二二巻の成立年が不明であるとしてもオモロの内容に上記の

特徴の残存のあることが重要であると思う。また、二節に短縮したオモロは他巻にもあり、実際の祭式では二節のみをうたったのではないかという説もある（末次智氏著書一七頁）。

(40) 注24の真栄平房昭氏論文。豊見山和行「琉球王権への一視点」（『文芸』二九巻四号、一九九〇年）。

(41) 『由来記』は公費によって祭儀を実修していることを記録している（小川徹『近世沖縄の民俗史』（弘文堂、昭和六二年、二三〇頁）。

(42) 『由来記』巻一の四三は、「四度物参」の参加者を「九引の勢頭九人・筑登之九人。里主部・家来赤頭八一人、三番親雲上二七人、分以一四人而、各拜四度御物参・」と記し、「四度物参」が、ヒキが行う祭式であることを示す、と筆者はみる。伊從勉氏は、古琉球の王城祭祀は一貫して女性司祭によると理解する立場から（序説）、物参りは『由来記』の時代まで、地方の聖域で行われる神女司祭の祭祀であったが、それが廃止されて地方官を首里により、那覇の諸社寺を参拝させる「御物参」としたと推定される（一四二頁）。

(43) 普須古や陳侃、『神道記』の記録する参集者は巫・託女であり、巫は一般に女ミコの意。七社の巫女は王城年中行事にも参加しており（『由来記』、拙稿Ⅵ）、普須古たちのいう巫も、前期の神社の巫女をかんがえてみるべきではないだろうか。琉球七社（波上・天久など）などの巫女（祝部と内侍）は神楽（ヤマト系の神事）を職事とする巫女と推測されている（平敷令治『沖縄の祭祀と信仰』一九九〇年、第一書房、四二五頁）。長虹橋築造を祝して懐機の私宅に一五世紀半ば頃、長寿神社（祭神は天照大神）を建てたという記

録がある（『由来記』巻十）。七社の項には、長寿寺伊勢神宮とあり（『由来記』巻二）、当時この神社には天照大神を祀る内侍・巫などの神職のいたことを推測してもよいと思われる。

- (44) 小島環礼氏は聞得大君が統率する女性神職組織はもともと神秘的な意味での司法機関であったとされる（『王権の裏』『歴史手帳』一九八五年、一〇号）。筆者は、神罰に関わる場の存在という意味でこの解釈に従う。陳侃（『琉球使録』『那覇市史』資料編、第一巻、3、冊封使録関係史料、読み下し編）や『神道記』より一世紀以上前に、盗人の罰則について、『王朝実録』は、重大な場合は戮（殺）し小なれば遠島とい（b）、推鞠の法について具体的にのべ（c）、軍士は遠処の罪人を斬るための武器をもつこと（b）も記している。「朝会及び罪囚鞫問（審問）のとき軍士は甲を着けて侍衛し…」（c）ともあり、「罪囚鞫問の時の侍衛」と言っているのはその場に国王が同席したことを意味するであろう。陳侃の記録について、鳥越憲三郎氏は、（聞得大君以下の神官は）神の名のもとに自らの意志を表明、もし彼女らの忌避にふれるところがあれば、そのものはたちどころに成敗をうけた（『琉球宗教史の研究』、昭和四〇年、角川書店、三七二頁）として、神罰的なことに関連づけているが、伊波普猷氏は「女君（聞得大君）のもとでの尸婦の活動」「神女の活動」（『全集』巻二、二〇三頁）「魔術を行って群衆を心理的宗教的に率いた有り様」（『全集』巻七、一三六頁）、「女人政治の状態をあきらかにするもの」（巻二、二〇三頁）、宮城栄昌氏は「神女のすさまじさ」を示すもの（『沖繩のノロの研究』、昭和五四年、吉川弘文館、一四七頁）、「神堂」祀神礼・陳侃の記録は、憑依した神女が畏怖された事例（注2『那覇市史』二編第四章）、高梨一美氏は『神道記』の記

事について「君」（王家女性）やノロの憑霊の記述（「琉球王国の祭祀組織の基礎的研究」（『民俗宗教の地平』所収、春秋社、一九九九年）など、ピラミッド型組織とのかかわりには言及されず史料の内容に立ちいった説明はない。これらの一連の記事は注1の西本昌弘氏論文であげられた、畿内制の「監察」という特徴についての記録ではないだろうか。

(45) 筑土鈴寛「琉球神道記解題」（昭和二二年）（著作集第三卷所収、せりか書房、四〇二頁）。

(46) しかし宮城栄昌氏著書（注44、五八頁）・高梨一美氏（『沖縄の女性祭司の世界』一〇六頁）などにも、弁嶽と弁才天信仰の關係に言及はなく、末次智氏論文（注36）は弁嶽をサイハの遥拝所としてみるのみであるが、最近、古琉球期の琉球の支配層は仏教を信仰していたために、琉球固有の信仰体系をもつ王国の神女たちも仏教的な解釈をうけて弁才天と解釈されていた、と記された（池宮正治『沖縄県史』（古琉球編三、二〇一〇年、四五一・四六八頁）。

(47) 比嘉実『古琉球の世界』（三二書房、一九八二年、二八頁）。

(48) 池宮正治「王と王権の周辺」（『新琉球史』古琉球編、琉球新報社、一九九一年）、注2の『沖縄県史』（各論編三、古琉球、二〇一〇年）。

(49) 人神とは「人を神に祀る習俗」であり、「人神」信仰のなかで最も典型的なのはアラヒト神という（堀一郎『日本のシャーマニズム』（昭和四六年、講談社、一一七頁）（拙稿Ⅴ）。オモロのアオリヤへ・サスカサなどを尚真王代の王府のヒキたちの祀る神格と推定する筆者の説について、伊従氏はその時代的な背景を問

われた(注4著書の十章注五五)。拙稿の要点は、①久米島の、尚真王前期に王府に討伐されたイシキナハ按司は、英祖王の直系として本島から渡った者と伝え、『琉球共産村落の研究』(田村浩著、沖縄風土社、一九六九年、一二八頁、初版一九二七年)(拙稿iの注19)は、英祖王三世の玉城王が「嘉手刈王姫」と間にもうけた子を君那覇按司(いし+きみなは)として、慶良間・渡名喜・久米島六ヶ村を与え、君那覇に築城せしめた、という意の記述(逸文『君那覇由来記』)を引用している。「いし」は勝れたの意。日本古語の「いし(美しい)」とも通ずる(『沖縄古語大辞典』)②一四五六年梁成報告の「島に独居する島主」はこの按司であり、③久米島史料やオモロが英祖王をテダとよぶ理由の一つは、イシキナハ按司の祖先として超越的の神格、人神として英祖を祀ったためであろう。④オモロで多くのおもろ歌唱者ゆたいきよ・まみちけ・あかわり・うきくもが「英祖にやが末、てだが末」と修飾され、大君をたかべて(二六三)とうたう。おもろ歌唱者の対語が「大君のもちなし」(もちなしはもてなす者。その憑依者―拙稿i)であるのは、歌唱者(ヒキ)と大君(久米島のアオリヤハ・サスカサ・セタカコなどイベ名の総称)とが血縁的な密接な関係を結んでいたからである。大君その他の神降りをも明確に示すがキミテズリのおもろであり、その憑依者は複数であることが「さしふ五ころに降れなおちへ」などに示されているのも特徴的である。アオリヤハ・サスカサなどは、仲里城御嶽の神名と同名であり、筆者はこれらが久米島出自のヒキ役と血縁的な関係をむすぶ者たちであると推定する(筆者はとくに女神・神女とはかんがえない)。⑤対語関係からみて、オモロの聞得大君は特定の者をさす固有名詞ではない。オモロの示す聞得大君は、上記のよ

うな久米島と王府の関係から生まれた、複数の神名の総称であり、従来説の説く高級神女聞得大君とは異なるとかんがえる。

(50) オモロについての一般的理解は、たとえば巻二二の、「みおやだいら」などのおもろの担い手は、古琉球期の聞得大君や君々（高級神女）からオモロ主取などの官人へ変化したという解釈。近年の主なものに、池宮正治「おもろさうし概説」（『おもろさうし精華抄』一九八七年）。注4の伊従勉氏著書。注2の『沖縄県史』各論編三（波照間永吉）。注4の島村幸一氏著書など。

(51) 『球陽』（尚清王、二二）は国王の久高島行幸に「神酒司頭」として随行し神歌（オモロ）をうたつて風波を鎮めた働きにより家来赤頭・黄冠・神歌頭をへて大島の地頭になったという湛氏の出世譚。湛氏のヒキ役から地頭への転任は、田名文書にもみえる一般的な事例であり、鬼大城のオモロ歌唱と同様に、原初の官人ヒキの職事としてのオモロ歌唱をいう記事と筆者はみる。

(52) 「殉死」の習俗については全く不明。「国王頌徳碑」（一五三二年）に、「男女競進同行、其数及三三三矣、以下人民五人三人、応分斉死去、仙岩曰非道義」とある。

(53) 王の葬礼について円覚寺や天王寺を王や妃の家廟としたことを述べており、仏式による王家の葬礼を示すものではなからうか。富者と貧者の葬法の違いなど、葬礼の歴史は『沖縄二千年史』（真境名安興、昭和四九年、五版、琉球新報社、三一六頁）参照。

(54) 真栄平房昭氏注24の論文（一九八八年、第一書房）一七〇頁。

(55) 村井章介『アジアの中の中世日本』(一九八八年、校倉書房、一〇九・一一四頁)。

(56) クハラのはらはオトチコハラのハラ、オモロトノハラのはらと同語であり、複数の者をいう敬意に欠けた表現。オトチコは、その本拠比屋定では御嶽のイベ名であるが(『仲里旧記』)。オトチコは島尻・儀間などの諸村のオタカベでは、「テダの産し破り子」(できそこないの子)や「尾長」で、田を荒らし稲を食い荒らす悪者としてオタカベにうたわれる。ここには島内の社会変化、おそらくは集落の統合に伴う争いの結果としての、オトチコなどの立場の変化を語るものと考ええる。仲里城では、イシキナハ一族による仲里城築造の際の下働き「堂の大や」の下女オトチコハラ、オトチコハラという複数の、井戸を祀る祭祀者たちとして記録される。一方、「具志川旧記」等では意味と無関係に二分されて、オトチはクハラは…とある。オモロのクハラはこれと関連する語と思われる。このような背景をもつ言葉として、オモロのクハラはイツコに通じる意味をもつ下層の兵士を指していると推測する(拙稿¹⁾)。征伐された叛徒は「勝利者の正義」のもとでは「悪霊」としかみなされない(上野千鶴子「異人・まれびと・外来王」『現代思想』一九八四年、四月)例ではなからうか。

(57) 『王朝実録』琉球史料は前期畿内制の行われた地域を記述しないが次の理由から、『海東諸国紀』地図に記された鬼城・中城・五欲(越久)辺が、前期畿内制にかかわる地域と筆者は憶測する。①「おもしろさうし」巻二は、本島中城・越久のおもろを久米島と同様「首里王府おもろ」としていること、②中城築城者護佐丸に関わる鬼大城について、『球陽』は「首里州の一忠臣」とよび、首里州というまとまった地域を推測さ

- せる表現があること。③尚真以来世子は中城王子を称するのが慣例であり、それ以前からの中城との関係を示唆していること。中城は以後長く、世子領、王孫の采地と定まっていたこと（『南島風土記』三六三頁）、④中城のおもろに「きこえ鬼の君、安谷屋の社に、上下の十側揃いわちへ」（六七）とあり、国の中心中城には南北の者が集まり、鬼君がおり、鬼君は世かけ鷲をとり（一〇四六）、呪術を使う者（六九）であり、戦に関わる者であったことがうたわれること。なお、地名「中城」は羽地仕置で久米島の中城が仲里と改名するまで双方にあり交流もあったと推定される。鬼の君南風の鬼は、のちの久米島の大アム君南風（最古の辞令書は一五六五年）の修飾語ととられているが（オモロ五八四ほか）、これらは大アム君南風ではなく、「鬼の君」のはへ（ハへは「按司はへ（い）」のはいで未詳語。ハイは拜カ）であり「按司はへ」と「いくさ子」が対語になっている例があることからみて、鬼の君に近侍する兵士であり奉仕者と解釈している（拙稿ivの四二頁）。但し巻二のオモロが一五世紀半ばの成立とは考えない。中城と王城との特別な関係は、後期の畿内三間切とともに後世まで保たれ、その状況下で成立したものと推測する。越久にも「上下のみものする御倉」をうたうオモロがある。近年、鷲や鬼と形容されるものと倭寇との関係を見る説も提示されている（吉成直樹・福寛美『琉球王国と倭寇』、森話社、二〇〇六年、二一〇・二一一頁）。
- (58) 注1の西本昌弘氏論文四六頁。
- (59) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』（東京大学出版会、一九八五年、五四頁）。
- (60) 吉川真司「律令国家の女官」（『日本女性生活史』1所収、一九九〇年、東大出版会、一三二頁）。

(61) 天武期（七世紀後半）の朝賀の宴会では、大臣・皇太子の着座、豊楽・儀鸞両門の開門後、曆をすすめるために中務省（陰陽寮、天皇の供奉・雑用を任務とする舍人を統轄する大舍人寮等からなる。内舍人も所属官）の官人大舍人が閼司（女官）に許可を得る。そのうち中務省は陰陽寮を率いて門内に入った（倉林正次『饗宴の研究』儀礼編、桜楓社、昭和六十二年再版、一九五頁）。

(62) 笹山晴生『古代国家と軍隊』（中央公論社、昭和五〇年、六八・八三・九三・一二六頁）。

(63) 九世紀以降近衛府の任務は本来の任務以外にも拡大し、下級官人や舍人も祭祀の舞人・楽人をつとめた。衛府の官人は神楽人長などの神職者的役割をも果たし舞楽や神楽とふかくむすびついていた。正月節会（八世紀末〜九世紀初期）では大歌が奏され大舍人・掃部なども参集した（倉林正次『饗宴の研究』儀礼編、二四〇頁）。日本の宮廷には正月節会・大嘗祭・新嘗祭など公儀に用いた神楽歌（大歌）がありその教習所大歌所（歌舞所）は天皇近侍の雑用係藏人所との関係が深かった。一〇世紀には楽所が設置され、衛府の楽人や雅楽寮の楽官などが所属した。左右近衛府が雅楽を奏した例（八七九年）、内舍人や大舍人が神楽倭舞を行った例（一一〇二年）、近衛官人が楽人や舞人になった例がある（荻美津夫『古代日本音楽史論』（吉川弘文館、昭和五三年、一九頁）。また、九世紀半ばの豊明節会に右近衛将監（近衛府の下級官人）として列した多臣自然麻呂は、一方では舞楽・神楽の祖と言われる雅楽家でありその後継者も右近衛府の官人であり、楽舞と近衛府官人の結びつきを示している（『日本古代氏族人名辞典』）。

(64) 注60の吉川真司氏論文。

(65) 『平良市史』(第三卷、前近代、資料篇一、一九八一年、六一頁)。

(66) 溝口睦子氏は、柳田国男氏の「巫女考」「妹の力」は巫女を知る上で優れた研究であるが、これによって古代の巫女の問題が解決したわけではないとされ、柳田氏が日本に巫女の多い理由を女性の身体的特徴にもとめて、巫呪と女性との関係等特殊化する傾向をみせていること、そのことと関連して霊界―女性、現実世界―男性、のいわば役割分担が、日本では古くから固定的にあつたような見方をされる事について、現在では根本的に検討し直すべき点をふくんでいるといわれる(「記紀に見える女性像」(『家族と女性の歴史』古代・中世、所収、吉川弘文館、平成元年)。古代の史料にあらわれた宮廷などの祭祀においては女性だけが神祭りを行ったというのではなく、その職掌に分担はあつたであろうが、男女で行うのが常態と推定されている。以上は、岡田精司「宮廷巫女の実態」(『日本女性史』1、原始・古代、所収、一九八二年、四七頁)、義江明子『日本古代の祭祀と女性』(吉川弘文館、平成八年、二五二・二五三頁)に記されており、村崎真智子「女性祭祀と女の霊力再考」(『講座日本の民俗学』10、雄山閣、二〇〇〇年、所収)に学説史がまとめられている。

(67) 注66の岡田精司氏論文四七頁。

(68) 注66の岡田精司氏論文四八・五三・五五頁、西本昌弘「八世紀の神今食と御体御卜」(『日本古代の王宮と儀礼』塙書房、二〇〇八年、三一四頁)。

(69) 注68の西本昌弘氏論文三〇三・三〇五・三二四頁。

- (70) 「古称としての里主は、昔の領主である（大やくもい）が称した（『沖縄大百科事典』）といわれ、安良城盛昭氏は渡口真清氏との議論を通じて、里主所は、首里大屋子・大屋子（など）に対して、王府が給与した「職田」であり、それを示すのが古琉球の辞令書である（『新・沖縄史論』一九八〇年、沖縄タイムス社、一一〇頁）とされた。なお、福村光敏「浦添地頭について」（『浦添市立図書館紀要』二号、一九九〇年）は、一六世紀の浦添の地頭・惣地頭に言及する。『王朝実録』の「里毎の長」については「遠方の邑長」（b）と同じであろう（生田滋氏注2論文一〇九頁、注2の『那覇市史』通史編、一二七頁）と解釈されている。泊里主を元祖の里主とするのは、既存の邑長とは異なる背景をもつ官職という認識があつたのではなかろうか。
- (71) 『沖縄県史』各論編三（古琉球編、弓削政巳「中山政権と奄美」、二一九頁）は、『由来記』などにより、泊里主と泊御殿は奄美島嶼の統治機関として主に貢税その事務処理など重要な職務を担当したと述べる。
- (72) 『内間之御殿由来記』三〇五頁。『中山世鑑』卷三（尚円）は、尚泰久の即位時、尚円が内間領主の地位に就いたこと、『球陽』卷三（尚円）は家来赤頭から黄冠、次いで「内間の領主」に任じられたと記す。出自は里主階層ということになる（七八頁）。
- (73) 『女官御双紙』は初代の「きこえ大君かなし」を「先国王尚円尊君の御姫」と記しておりこれに従えばその
- (74) 『伊平屋島旧記集』（一七二六年、『神道大系』神社編、沖縄、所収、五〇五・五〇七頁）。
- (75) 喜界島の「勝家系図」によれば一六世紀中琉球から派遣された郡守勝連親方の妻が大婆務（大アム）とな

り、孫娘に継承された(注71の弓削政巳氏論文二三三頁)。

(76) 高良倉吉氏の注2著書『琉球王国の構造』一七四・一七五頁。

(77) 查姓一世・孫姓一世・駱姓一世(『家譜資料』一の六一・九一・九六頁)、蔡姓一世(『家譜資料』四の二六八頁)など。

(78) 『辞令書等古文書調査報告書』(昭和五十三年度沖縄県文化財調査報告書一八集、沖縄諸島現存辞令書目録その他)、高良氏注2著書『琉球王国の構造』七二頁。「田名文書試解」(『仲原善忠全集』巻二)。

(79) 高良倉吉氏注2著書『琉球王国の構造』、一五三頁。同書付録、残存古琉球辞令書一覽。

(80) 「大やこ」の「こ」は接尾辞。大屋子Ⅱ大屋(『東恩納寛悼全集』巻六、四七六頁。岩波文庫本)。

(81) 田名真之「琉球家譜の成立と意義」(『沖縄近世史の諸相』、ひるぎ社、一九九二年、九六・一〇五頁)、『家譜史料三』(同氏解説、六頁)。

(82) 各々、『家譜資料三』六五・一七五・二六〇・三二二・八八六・六九七・五一七頁。

(83) 上江洲敏夫「辞令書の古文書学的考察」(『辞令書等古文書調査報告書』昭和五十三年度、沖縄県文化財調査報告書一八集、所収)。

(84) 『沖縄大百科事典』。

(85) 『琉球神道記』巻五「天久権現事」は、目軽翁子が天久の山で会った女人を弁才天と知り、王臣に奏して社を造らせた。後に天女と翁子の三人の息子は村を出た、という話であり由来記とは異なる。天女Ⅱ弁才天

という話。『球陽』巻三も同話を収録。

(86) 「口碑伝説民話集」(『琉球民話集』所収、一九六〇年初版、二七六頁)。

(87) 百次は大台所の旧名(『琉球国中山王府官制』)。百次(もんなみ)は王府の公的儀礼の時の料理を調える所(注34池宮氏著八九頁)。

(88) この辞令書は、この頃すでに、里主が土地(真人の農地)から小作料を徴収していたことを示す史料としても注目されている(渡口真清『近世の琉球』法政大学出版局、一九七五年、二四二頁)。先代の那覇大アムの退職により、その姪オトマスモイが大アムに任職するときの辞令書であり、叙任とともに、それに付帯するノロクモイ地(現在は真人地である畑地)を役地として与え、この耕地にかかる諸税を免除するというものであり、免除する諸税とは「おやみかない、のろ・さとぬし・おきてかない」、であるという。つまりこの頃里主が、シマの真人地からカマエを取り立てることを許された者であったと読めるものといわれる(安良城盛昭氏注65著書一一四～一一六頁)。このことは、すでにこの頃から「請地」的な土地が存在していたことを示す史料ではないかと思われる。

(89) その他、竜福寺・護国寺・臨海寺・神応寺・万寿寺・聖現寺などの「寺領」「菜園地」を『由来記』等は記録する。これも私有的なものではないのだろうか。

(90) 石上英一氏の注6論文。

(91) 『女官御双紙』のほか、『由来記』『琉球国旧記』(一七三二年成立)、『球陽』(一七四五年成立、尚徳王一一

七・一一八）等が収載する。

(92) 「妻を泊大阿母潮花司となし、之に賜うに田畑高四石二斗八合六勺、浦添間切名嘉瑠邑に賜う。今其地を名づけて泊大阿母志良札次良と曰う（安謝の名寄帳に見ゆ）（『家譜資料一』）。

(93) 正徳元年九月二日の「尚真王進貢等事」の執照があり、「特遣王舅亜嘉尼施、同正議大夫鄭久長史蔡資等」と記されている（『歴代宝案』校訂本第二冊、二〇七頁）。そのシマ名仲西を、亜嘉尼施と記したものであろうという（田名真之『近世琉球史の諸相』一三八頁）。

(94) 「毛姓家譜」（家譜資料三、六九四頁）、『明実録』（嘉靖元年、一五三二年）、『明実録の琉球史料』二（和田久徳他訳注、二〇〇三年、六五頁）。

(95) 王舅については従来『明実録』『歴代宝案』『世鑑』巻三などからみて、使者と同じで官職名であり、尚円王代頃に王舅制度に変化があった（生田滋氏注2論文、一〇七頁）、また『歴代宝案』にみると、皇帝即位や立皇太子に対する慶賀と、国王の襲封・論祭への謝恩の際に派遣される進貢正使のタイトルであり首里の上級士族から任じられた（注94の『明実録』の琉球史料（二）の注六〇、一〇一頁）という。しかし家譜でみると、実際に、王・東宮あるいは王族の舅と推定される者を王舅と記す場合が多い。既述の宗義・毛文英の例のほか、王舅として渡明した馬姓三世の女は、尚豊王妃といい、実際に王舅であったといってもよいであろう。三司官和為美（景明、生死不伝）の場合。和姓家譜は一世和為美（浦添親方景明）を王舅とは記していないが、『球陽』（尚質王三四三項）のいう、「弘治年間（一四八八―一五〇五）の、法

- 司王舅浦添親方」にあたると思われる。家譜によれば、一世は尚清王・尚元王の時代に国頭間切の総地頭職・三司官。二世景平の継室が今帰仁王子の女であるから、王族女性の舅、「王舅」と認識されていたのであろう。天子に朝貢する資格は、国王に限られたから、王舅はその王の代理ともいえるべき者であった。
- (96) 石上英一氏の注6論文。注71の「沖縄県史」二二〇頁。
- (97) 「口碑伝説民話集」(『琉球民話集』所収、一九六〇年初版、二七六頁)。
- (98) 高梨一美「琉球王国の祭司組織の基礎的研究」(『民俗宗教の地平』所収、一九九九年、春秋社、所収)。
- (99) 古瀬奈津子「日本古代王権と儀式」(吉川弘文館、平成十年、二・二二二頁)。注24の真栄原氏論文参照。
- 拙稿とテキスト
- i 「畿内としての首里みしまについて」―オモロ解釈のために(『沖縄文化研究』一五号、一九八九年)。
- ii 「おもろ歌唱者についての問題」―(同右、一七号、一九九一年)。
- iii 「おもろさうし」にみる久米島独自の神々の変容とその歴史的背景」―アオリヤへほかと「ヒキ」制度とのかかわり―(同右、二八号、二〇〇二年)。
- iv 「中世沖繩の稲祭と雨乞儀礼にみる大アムシラレとヒキ系官員の役割」上―王府と久米島にみる二系的な祭祀に関連して―(同右、三〇号、二〇〇四年)。
- v 「同右」下―主に、王府のミシキヨマと雨乞儀礼に関して―(同右、三三号、二〇〇六年)。

vi 「王城祭祀における禁中女官・君々ほかの職事に関する基礎的考察」―首里城正殿大庫理と大美御殿を中心
に―(同右、三三三号、二〇〇七年)。

vii 「中世沖縄の王府儀礼(キミテズリ百果報事)の意義」―『おもろさうし』と公事帳にみる「御捧」献上の
場(君誇)に関連して(同右、三十四号、二〇〇八年)。

viii 「琉球王国の航海儀礼と歌謡―乗員による儀礼という視点から―(同右、三五号、二〇〇九年)。

ix 「『おもろさうし』のキミカナシとヒキの官員」(同右、二九号、二〇〇三年)。

x 「史料にみる琉球の弁才天信仰」(『南島史学』四二号、一九九三年)。

xi 「琉球神道記―キンマモンと外来の神仏」(岩波講座「日本文学と仏教」八巻、所収、一九九四年)。

テキスト

『おもろさうし』上・下(岩波文庫、二〇〇〇年)、『南島風土記』(東恩納寛惇、昭和四九年三版、沖縄郷土文化
研究会)、『定本琉球国由来記』(外間守善・波照間永吉編著、平成九年、角川書店)、『琉球国旧記』(琉球史料叢
書、昭和三八年、井上書房、所収)、『中山世譜』、『中山世鑑』(琉球史料叢書、昭和三八年、井上書房、所収)、
『琉球神道記』(昭和四五年、角川書店)、『女官御及紙』、『伊平屋島旧記集』、『内間の御殿由来記』(『神道大系』神
社編、沖縄、昭和五七年、所収)、『球陽』読み下し篇(昭和四九年、角川書店)、「久米仲里旧記」(久米仲里間切
公事帳)、「久米具志川間切旧記」(君南風由来并位階且公事)、「沖縄久米島」資料篇、弘文堂、昭和五八年)、「那

覇市史家譜資料』（昭和五一年）、『那覇市史家譜資料』三、首里系（昭和五七年）。同書四、那覇・泊系（昭和五八年）、『琉球国中山王府官制』蔡応瑞・蔡鐸・程順則編